

砥 部 町 議 会
平 成 25 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 25 年 12 月 5 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 25 年 12 月 5 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項 の規定により 説明のため会議 に出席した者の 職氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 生活環境課長 柿本 正 建設課長 白形 敏明 社会教育課長補佐 高橋 桂	副町長 総務課長 企画財政課長 会計管理者 保険健康課長 産業振興課長 学校教育課長	上田 文雄 原田 公夫 松下 行吉 日浦 昭二 大野 哲郎 萬代 喜正 坪内 孝志
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 善家 孝介		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 14 番 中島 博志 15 番 平岡 文男		
傍聴者	30 人		

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1 号 平成 24 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成 24 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 8 認定第 3 号 平成 24 年度砥部町後期高齢者医療特別会計
決算認定について

日程第 9 認定第 4 号 平成 24 年度砥部町介護保険事業特別会計
決算認定について

日程第 10 認定第 5 号 平成 24 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 6 号 平成 24 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 7 号 平成 24 年度砥部町梅野奨学資金特別会計
決算認定について

- 日程第 1 3 認定第 8 号 平成 24 年度砥部町農業集落排水特別会計
決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 9 号 平成 24 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定
について
- 日程第 1 5 認定第 1 0 号 平成 24 年度砥部町公共下水道事業会計
決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 1 号 平成 24 年度砥部町水道事業会計決算認定
について

・ 散 会

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 25 年 12 月 5 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（山口元之） ただいまから、平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 12 月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は多くの傍聴の皆様方に来ていただきまして、大変ありがとうございます。今年も残すところ 4 週間ほどとなりました。議員の皆様には年末にあたり公私ともに何かとお忙しい中ご出席を賜り、提案させていただきます案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。さて、私ごとにはなりますが、今年 1 月の町長選挙で初当選させていただき、2 月の臨時会で町長として初めてこの場に立たさせていただきました。それから約 10 カ月が経過いたしました。その時の緊張感が昨日のように思い起こされます。始めてこの場に立った時の気持ちを忘れず、常に新鮮な気持ちで町政に当たらなければならないと決意を新たにしております。そして、町内外を問わず多くの皆様とお会いし、ご意見やお考えをお聞きする中で、行政に求められる役割の多さや重要性、そして町長に課せられた責務の重さを改めて痛感しております。今後も、就任時に掲げた安全安心で快適に暮らせるまちづくり、一次産業、地場産業の育成、スポーツ文化の振興と青少年の健全育成、自助、共助、公助の福祉の充実、行財政改革、下水道の普及推進、飲料水の安定確保、ごみの減量化などの課題解決、この 5 つの公約の具現化に向け、後退することなく、一步一步進めてまいりたいと考えていますので、議員の皆様、町民の皆様の更なるご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。さて、今年の夏は、国内観測史上最高気温に達するなど、全国の広い範囲で猛暑となり、地域によっては局地的な豪雨により災害が発生するなど、自然の猛威を改めて感じさせられました。まさに災害はいつどこにやってくるか分かりません。今後もあらゆる災害に備え、緊急時の初動対応などに遺漏がないように体制等を再点検していかなければならないと気を引き締めているところであります。そのような中、町では現在、災害などの不測の事態が発生した場合に主要な業務を継続させ、早期に役場機能を復旧させることを目的に業務継続計画の策定を行っています。今後は、地域防災計画をはじめ、これらの計画を基に、災害時の対応の迅速化、また、災害時に効率的に業務を遂行できる体制づくりを構築することにより、町民の皆さまが心優しく笑顔で過ごすことができるまちづくりに努めてまいりたいと考えています。一方、現在の国政に目を向けてみますと、景気対策、原発の再稼働、TPP の問題、1 票の格差に伴う選挙制度改革、普天間基地の移転や日中韓問題、特定秘密保護法案など、様々な重要な課題を抱えていますが、なかなか課題解決が進むべき道を示すことができない状態にあります。安倍政権は、これらの課題解決に向け慎重審議を重ね、国民への説明責任を十分果たしていただくとともに

に、民意を反映した政治により、安心して暮らせる国づくりをより一層進めていただきたいと思います。現在、平成26年度予算の編成を進めています。私にとりましては、初めての本格的な当初予算編成となりますが、健全財政を堅持するとともに、社会情勢の変化に対応し維持可能な財政構造の構築と町民の満足度の向上を図るため、事務事業を検証し、新行財政改革大綱や総合計画を踏まえた効率的かつ実効性のある予算を編成してまいりたいと考えていますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分の報告が1件、愛媛県市町総合事務組合に関する議案が3件、町道の認定変更に関する議案が2件、水道事業会計資本金に関する議案が1件、条例の制定、一部改正に関する議案が9件、補正予算に関する議案が5件、人事案件が4件で、合わせて25件のご審議をお願いします。内容につきましては、議案審議の場で詳細にご説明申し上げますので、慎重審議によりご議決ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山口元之） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口元之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番中島博志君、15番平岡文男君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（山口元之） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において、本日から13日までの9日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（山口元之） 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に議員派遣の結果について、まず11月5日に松前総合文化センターで開催された第54回四国地区町村議会議長会研修会に欠席届のあった平岡議員を除く15名の議員を派

遣し、政治アナリストの伊藤惇夫氏並びにトータルフィットネスインストラクターの西本真寿美氏の講演を聴講しました。次に、11月26日に正副議長ほか11名の議員を派遣し、第4回議会報告会を南が丘集会所にて開催し、約40名の参加がありましたので、ご報告します。次に、委員会の委員派遣について、まず、総務常任委員会が、10月1日から3日までの3日間、青森県の藤崎町、西目屋村、五所川原市に委員を派遣し、地域活性化助成金及び定住促進事業並びに住民懇談会等について、視察した旨の報告がありました。次に、厚生文教常任委員会が、10月1日から3日までの3日間、秋田県の仙北市及び美郷町に委員を派遣し、学力向上に向けた取り組み並びに認定こども園について、視察した旨の報告がありました。次に、議会運営委員会が、10月16日から17日までの2日間、熊本県御船町に委員を派遣し、議会基本条例等について視察した旨の報告がありました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元にお配りしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、継続審査となっております請願陳情とともに、12月13日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 行政報告

○議長（山口元之） 日程第4行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 9月定例会以降の行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。まず1ページをご覧ください。総務課の関係でございます。危機管理関係で、(1) 秋季全国火災予防運動の関係でございますが、11月9日から15日まで、全国火災予防運動を行いました。その期間中に消防署職員と女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火の指導、それから住宅用火災警報器設置の周知を行いました。また、9日にはパルティフジ砥部店で、住宅用火災警報器の広報啓発活動を行いました。(2)でございますが、第12分団、広田地区の仙波でございますが、詰所の建築工事を行いました。株式会社ナガワ松山営業所と393万8千円で契約し、11月27日に完成いたしました。(3)でございますが、小型動力ポンプ積載車購入更新でございます。有限会社新日本ライフテックと283万5千円で契約いたしました。軽四の自動車4WDの消防車でございます。消防団第11分団、広田地区の玉谷でございますが、こちらに配備いたしました。11月28日に納車をいたしました。続きまして、情報システム関係でございますが、住民基本台帳ネットワークシステム更改並びに保守委託業務でございますが、随意契約によりまして、株式会社愛媛電算と2,951万5千円で契約いたしました。平成30年7月31日までの契約期間でございます。続きまして、選挙管理委員会の関係でございますが、明るい選挙ポスターコンクールを行いました。町内の児童生徒から297点の応募がありました。県の審査におきまして、4人の作品が入賞

いたしました。町に提出されました87作品につきましては、砥部芸術文化フェスタ会場に展示いたしました。一番下の欄になりますが、企画財政課の欄になります。(1)で入札別の件数等でございますが、9月1日から11月30日までをまとめております。指名競争入札が41件、公募型指名競争入札が3件、内1件は応札者なく、中止でございます。2ページをご覧ください。落札の状況でございますが、設計金額の総額が3億1,674万7千円でございます。それにつきまして落札総額が2億7,332万6千円でございます。落札率が86.3%。内訳につきましては1から4のとおりでございますが、建設工事が28件、建設コンサルタント業務が6件、その他の委託業務が5件、物品購入が4件でございます。続きまして(3)町有建設機械の売却1件でございます。最低売却価格18万円に対しまして、落札額は31万5千円でございます。概要につきましては、次に6ページのところに出てきますので、そちらに詳しくは出ておりますのでご覧ください。保険健康課の欄でございますが、(1)公用自動車購入更新でございます。有限会社木下自動車と169万9千円で契約いたしました。1,500ccクラス、貨物タイプの車でございます。11月29日に納車いたしました。続きまして(2)公用自動車リース更新でございますが、日通商事株式会社松山支店と月額1万4千円で契約いたしました。660ccクラス、貨物タイプの車でございます。リース期間は平成31年10月31日まででございます。それから、(3)国保診療所の歯科診療椅子購入更新でございますが、株式会社玉井歯科商店と362万3千円で契約いたしました。10月30日に設置しております。一番下になりますが、介護福祉課の関係ですが、砥部町子ども子育て支援事業計画策定支援業務委託を、株式会社いよぎん地域経済研究センターと220万5千円で契約いたしました。事業概要につきましては、ご覧のとおりでございます。平成27年3月31日までに計画を策定していただきます。3ページをご覧ください。建設課の関係でございますが、9件の入札を行いました。(1)が町道八倉竹ノ下2号線道路改良工事、(2)が町道久保田万年線道路維持工事、(3)が町道上の山中央線路側ライン補修工事。これにつきましては10月29日に完成しております。(4)が町道原町上ノ段線他1線測量調査設計委託業務でございます。(5)が町道宮内塩ヶ森線道路維持工事でございます。(6)が町道目崎線道路維持工事でございます。(7)多居谷奥組地区がけ崩れ防災対策工事詳細測量調査設計委託業務でございます。(8)町道山谷日の浦線舗装補修工事でございます。(9)町道川登万年線道路維持工事でございます。入札の概要につきましてはご覧のとおりでございます。4ページをご覧ください。産業振興課の関係でございますが、砥部焼観光関係でございます。砥部陶街道文化まつりを11月2日と3日に砥部焼伝統産業会館周辺、それと、中央公民館周辺で行いました。①が秋の砥部焼まつり、②が砥部陶街道文化まつり限定スタンプラリー、それから③が町産品フェスタ、④が町産品愛用運動ポスターの展示、⑤が砥部の里めぐり砥部陶街道五十三次俳句大会でございます。このようなイベントを行いました。特に秋の砥部焼まつりには3万5千人の人が訪れました。砥部焼の対面販売が好評でございました。真ん中どころになります。農業振興関係で、広



田ふるさとフェスタを11月3日ひろた交流センターをメイン会場に行いました。農林産物の品評会、和太鼓、獅子舞の披露など、約3,600人の来場者で賑わいました。続きまして、生活環境課でございますが、公共下水道の関係でございますが、まず(1)が下水道関連工事でございます。平成24年度事業で繰り越した分でございますが、①から⑥までの6件でございます。①から⑤までにつきましては完成いたしました。⑥の下水道管渠布設工事34の1工区につきましては、11月末現在で90%の進捗状況でございます。5ページをご覧ください。続きまして、平成25年度の事業分でございますが、①から⑭まで14件ございます。①から③の工事につきましては、完成いたしました。残りにつきましては工事中でございます。概要につきましてはご覧のとおりでございます。下の方に行きまして、水道事業関係でございますが、①が公共下水道管渠布設に伴う水道管布設工事その9でございます。同じく②が、同じく公共下水道の管渠布設に伴います水道管布設工事その5でございます。それから、③が砥部町上水道第8次拡張事業その1の1、導水管布設工事でございます。3件とも工事中でございます。概要につきましてはご覧のとおりです。1番下に移りまして、学校教育課でございますが、宮内保育所の避難用の滑り台の設置工事が10月22日に完成いたしました。6ページをご覧ください。続きまして、麻生小学校の教室改修工事設計委託業務でございますが、有限会社松下建設構造事務所と62万8千円で契約いたしました。12月20日までの履行期間でございます。続きまして社会教育課の関係でございますが、(1)愛媛県児童生徒発明工夫展でございますが、10月18日テクノプラザ愛媛で審査会が行われまして、砥部町少年少女発明クラブの作品が多数入賞しました。入賞者につきましてはご覧のとおりでございます。

(2)文化会館の関係ですが、舞台の吊物機構改修工事、2期工事の分でございますが、株式会社三精エンジニアリングと640万5千円で契約いたしました。11月2日に完成いたしました。同じく、文化会館の関係(3)でございますが、視聴覚室音響設備改修工事、図書館AV設備改修工事を南海放送音響照明株式会社と887万3千円で契約いたしました。工期は平成26年2月28日まででございます。続きまして、(4)陶街道ゆとり公園あすなろ山ローラスライダー修繕工事でございますが、株式会社山本造園土木と266万7千円で契約いたしました。工期は平成26年1月31日まででございます。(5)陶街道ゆとり公園多目的広場テニスコート殺虫器取替工事でございますが、有限会社白石電工と126万円で契約いたしまして、11月18日に完成いたしました。(6)町有建設機械売却でございますが、先ほど2ページの企画財政課のところの入札で出てきましたが、日通商事株式会社高松支店へ31万5千円で売却いたしました。ミニショベル1台でございます。最後になりましたが、(7)芸術文化フェスタでございますが、11月2日、3日の2日間、中央公民館を中心に行いました。町民1,306人による陶芸絵画など1,721点が展示されました。料理教室生などによるバザーやお茶席、それから11月9日には吟詠大会を行いました。また、11月16日、17日には文化会館でみなくる芸能発表会を開催いたしました。以上で行政報告を終わります。

○議長（山口元之） これで、行政報告を終わります。



## 日程第5 一般質問

○議長（山口元之） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。それでは、質問を許します。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） おはようございます。3番菊池伸二です。今年もはや師走になり、1月の選挙で議員にさせていただき、1年目が過ぎようとしています。その間に定例会議も今回で4回目となりました。一般質問は今回で3回目ですが、まだまだ勉強不足です。これからもしっかりと勉強してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。それでは、質問に入らせていただきます。まず質問事項1、雑誌スポンサー制度の導入をということで、国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近多くの人に来館してもらおうと工夫を凝らしている図書館が少なくありません。たとえば、コンビニストアと提携し、24時間いつでも図書の受け取り、返却ができるサービスを実施したり、大手レンタル業者に委託し、年中無休でのCD、DVDのレンタルや新刊販売のコーナーを設け、併設されたカフェでコーヒーを飲みながら本を読むこともできるようにするなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体が増えております。企業、団体、または個人が図書館で所蔵する雑誌の購入代金の全部、または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や、広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があり、図書購入費の新たな財源を確保しつつ、地元企業などのPRや町民サービスの向上にもつながる有効な施策として注目されています。そこで、この雑誌スポンサー制度の導入について、教育長のご意見をお聞かせください。

続きまして、質問事項第2、自治体による婚活支援で少子対策をということで、我が国ではライフスタイルや意思の変化などを背景に、結婚年齢が高く、晩婚化が進行しています。合わせて母親の平均出産年齢も第1子、第2子、第3子ともに上昇傾向にあり、晩婚化に伴って、晩産化も進行しているのです。少子高齢化が急速に進展する中、未婚率上昇が少子化の背景にあるとかねてより指摘されてきました。2013年版厚生労働省白書では、結婚、出産、子育てに関する意識調査を行い、白書では未婚者のいずれは結婚しようと考えている人が9割近くに上ったことから、若者の結婚願望は決して低いわけではない、と分析しています。一方では、異性の友人も交際相手もないと答えた人が未婚男性の約6割、未婚女性では5割あり、交際相手がいる若者は限定的と指摘、本人の努力や気持ちの変化にのみ期待するばかりではなく、周囲の様々な支援によって結婚に至るケースがあると言及しています。そこで、町として婚活支援を少子化対策の効果

的な取り組みの1つと位置付けて、地域の実情に応じた支援策を検討、推進することを提案いたしますが、町長のご意見をお聞かせください。以上です。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。初めに雑誌スポンサー制度の導入についてのご質問ですが、私の後教育長が答弁いたしますのでよろしく願います。それでは自治体による婚活支援で少子化対策についてのご質問ですが、このほど国が結婚相手を探すために地方自治体が開く婚活イベントを支援するため、来年度予算の概算要求に約2億円を盛り込んだとされています。また現在、自治体による婚活支援は全国に広がりつつありますが、県内では、平成20年11月にえひめ結婚支援センターを県が開設し、企業団体やボランティア等と連携をしながら、各種イベントを計画し男女の出会いの場を提供をしています。市や町が独自で事業を展開するのは、なかなか難しいことと考えていますが、婚活支援の場を提供することで、結婚から出産へとつながり、少子化の流れを変えていくことも期待されるとともに、子どもによる賑わいの創出により、地域経済の活性化を図れるなど効果は大いにあると思われまので、今後はえひめ結婚支援センターなどと連携してイベント情報の周知やPRに努めてまいりたいと考えております。さらに、例えば、町内の企業団体などに婚活支援事業のイベント等を実施していただき、その活動に対して助成を行うなど、少子化対策の効果的な取り組みに向けて検討をしてまいりたいと考えています。続いて、教育長が答弁いたしますので、よろしく願います。

○議長（山口元之） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えいたします。雑誌スポンサー制度の導入につきましてのご質問ですが、雑誌スポンサー制度は、企業等に雑誌を提供いただく代わりに雑誌のカバーに企業名を記載し、企業の宣伝を行うシステムですが、砥部町立図書館は、株式会社アクティオに指定管理委託しております。毎年、図書を選定購入して町内外の方に貸出しをしています。現在、雑誌については、113の雑誌タイトルを対象に購入しており、これらの貸出しは、町内の住民を対象に最新号を除く1点までとしています。なお、館内での閲覧の冊数の制限はしておりません。また、雑誌は1年間保管し、保管期間を経過したものについては、毎年、春の読書週間にあわせて実施しております古本市でリサイクルをしています。雑誌スポンサー制度は、大きな市などでは実施しているところがありますが、企業にとって宣伝効果が少ないということもあり、賛同いただける企業が伸び悩んでいる現状でもあります。本町では、昨年度から雑誌スポンサー制度について検討を進めていますが、このような理由から導入に至っておりません。しかし、今後も引き続き、砥部町広告事業実施要綱との整合性を図りながら検討してまいりたいと思います。ご理解をお願いいたします。以上で、菊池議員さんのご質問に対する答弁をさせていただきます。

○議長（山口元之） 3番菊池伸二君。

○3番(菊池伸二) 教育長にお伺いいたします。この雑誌スポンサー制度の導入状況なんですけれども、愛媛県では松山市、宇和島市、新居浜市と伺ってるんですけども、他に導入されているところは、教育長、ご存じないでしょうか。

○議長(山口元之) 武智教育長。

○教育長(武智省三) 菊池議員さんのご質問にお答えいたします。今議員さんが言われたとおり、愛媛県では松山市、宇和島、新居浜と、3市町を把握しております。他の市町につきましては、まだ取り掛かっておらない状況であるかと思えます。全国的に見たら2008年頃からこのスポンサー制度が開始されまして、特に岐阜県の岐南町あたりが最初に取り掛かったように把握しております。この制度は大きな市、また住民がたくさんおるところに活用の利便があるようで、小さな市町につきましては今後の検討ということで、取り組んでいる市町があるようにも承知しております。以上です。

○議長(山口元之) 3番菊池伸二君。

○3番(菊池伸二) ありがとうございます。確かに、新居浜市と宇和島市と、新聞に掲載した掲載広告あるんですけども、確かに町が大きいということで、かなり広告を掲載するスポンサー制度が好評を得ていると、掲載されてますし、経費的にも大変節約になったということが載っておりますので、またぜひとも先ほどおっしゃったように検討をしていただき、よろしく願いいたします。ありがとうございます。続きまして、少子化ということなんですけれども、確かに愛媛県では町長がおっしゃっていただいたように、えひめ結婚センターで運営であり、20年度から続けていると。22年度予算もかなりついて、平成21年度では8,246人、当然、愛媛県法人連合会とかNPOが協賛されて開催をされているそうです。効果がここに載ってるんですけども、約1,900に及ぶ組のカップルが成立し、結婚に至ったカップルが70組を上回り、過疎、離島でのイベント開催は地域の活性につながっているそうですと、ということが書いてありました。また、今回、広田でもかなり過疎化がありますし、私どもの町内にも男性、独身男性がかなり相手がないということで、長く独身を通していることがおられるので、その件も含めて、町長に必ず検討していただきたいと。また、こういうイベントなんですけども、今回愛南町が来年早々にやはり町として行うそうです。これもあくまでも愛媛県に協力ということで、先ほどおっしゃったように、合同ですということでした。また、香川県の町内でも、特殊イベントということで、同じ趣味があった者同士でお見合いをするというようなイベントが行われているそうですので、そういう点に合わしても、またもう一度町長の最終的なご意見をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長(山口元之) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 菊池議員さんのご質問にお答えをいたしますけれども、本当に今、少子化、また晩婚化というのは大変日本全国で大きな問題になっておるといふふうに思っております。機械の発達といいますか、インターネット等の発達でなかなかそういったことの出会いは多いけれども、直接出会いをする機会が少ないということで、なかなか

か直接お会いをしてお話をする機会がない、そういったことについても少子化、また晩婚化の影響ではないかというふうに思っておりますし、私どももこの質問を受けた折に課長会でこれは何とかいろいろと知恵を出して検討してもらいたいというふうなことも、話をさせていただいておりますので、十分町としても検討させていただきたいと思っております。

○議長（山口元之） 3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 最後になります。確かに少子化ということもあるんですけども、町としても若者支援促進ということで、促進住宅というんですが、広田にあるとは伺ってるんですけども、それもやはり砥部町内に何とかできないか、あるいは、また子育てというのはそこでいやでも発生することなので、それも支援としてもぜひやっていただきたい。それと、働くところが一番だと思いますので、少子化対策をするには、その3点が一番重要だと思われまますので、ぜひとも町長に頑張ってください、超少子化を何とか対策に向かって解決をしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口元之） 菊池伸二君の質問を終わります。7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 7番西岡でございます。2点質問をいたします。まず1点、陶街道ゆとり公園の通路整備についてお尋ねをいたします。春の砥部焼まつりは本町最大のイベントであり、年々宣伝効果も出て、県内はもとより、県外からも大勢のお客さんが訪れるようになりました。これをさらに発展させるためには、いろいろな仕掛け、試み、そして継続は力といわれるように継続が必要であります。しかし、テントの設営、撤去は大変であります。そこで、駐車場から体育館までの通路の両サイドに、簡単なアーチ型の屋根をつけてはとありますが、町長のご所見をお伺いします。第2点、商店街の活性化についてお尋ねをいたします。砥部焼とみかんの町砥部町の重要な場所である砥部焼伝統産業会館を中心に、商工会館、坂村真民記念館、そしてカラー舗装と町の活性化が、体制が整ってまいっておりますが、あと1つ、大南商店街の活性化が必要であります。そこで、砥部町保育所を移転し、県道からの進入路を確保して大南町民広場の一部を大型バスの駐車場として、商店街を通る人の流れを作ってはとありますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えをします。はじめに、陶街道ゆとり公園内の通路の整備についてのご質問ですが、現在、陶街道ゆとり公園は、スポーツ施設利用者のみで年間約14万5千人が利用しており、そのほか利用人数には含まれていませんけれども、ウォーキングなどで数多くの住民に利用をいただいております。ご提案いただきました体育館までのアーチ型の屋根の設置についてでございますが、春の砥部焼まつりで使用するのは年間2日間だけであり、テントの設営撤去には大変苦勞しておりますが、それ以外で設置することにより、施設利用者に利便性がより向上するとは

考えにくいというふうに思っておりますので、設置については現在のところ考えておりません。今後も緑豊かで広々とした景観を生かしながら、運動公園として利用しやすい施設づくりに努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。次に、商店街の活性化についてのご質問ですが、現在、坂村真民記念館前の県道大平砥部線は、県において道路改良計画が決定しており、2車線プラス片歩道、幅員が9.25mの計画で、完成すれば国道379号からスムーズに大型バスの通行が可能になると考えています。ご提案の駐車場確保につきましては、私にとりましても懸案事項であります。今現在、具体的な計画案は持っておりませんが、道路改良と平行いたしまして、議員の皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上で、面岡議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 今町長さんからお答えをいただきました。陶街道は14万、年に2回しか砥部焼まつりでは使っていない、だから必要ないんだというような、簡単に言うたらそう言われたように思うんですけども、やはりそういうふうに簡単にできるようになればもっとイベントの回数も増やせる、砥部焼だけじゃなくて、砥部の特産品の販売などのイベントとか、いろいろとそういうこともできるし、また、最近異常気象などがありまして、本当に突風が吹いたり大雨が降ったりした時に、テントは非常に危険でもありますし、やっぱり固定をしたそういうもんの方が安全である。それと一般のスポーツの利用者も、駐車場から少し、傘でもない時には、少し走っていけばそこからは屋根があるところで武道館の近くまで行けるといような利便性もあろうかと思ひまして、一概にそういう人にはあまり意味がないんだよということではないと思うんですが、そういうことを考えて、再度お尋ねをいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。議員ご質問の簡易なというふうなご質問がございましたけれども、先ほどもテントについても風が吹いたら危険であるというふうなこともありますけれども、これは簡易なものではかなり、長く、長い建物、簡単にするとこれは風を受けたりして、簡単にできるものではない、かなり費用がかかるというふうにも理解しております。それと、私どもでもこの質問につきましていろいろ議論したんですけども、あとの質問にございましたように、駐車場から体育館へ利用する人が雨よけで利用する、こういったことについては検討の余地があろうかと思ひますけれども、イベント用で両サイドにテントっていうのは今のところ考えておりませんので、ご理解をいただいたらと思います。

○議長（山口元之） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） イベントだけではなくて、その体育館を利用される方もそういうことで、雨が降ったり天気の悪いときはやはりそういう屋根のあるところを歩いていくということは、私は意味があるし、大切なことではないかと思ひますので、もう一回そ

こを確認いたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 総合公園だけじゃないんですけれども、やっぱり雨が降っても皆さん傘を持って歩かれるということは、普通の出来事でございますので、その間を全てそういうことをするかっていうことについては、費用対効果の問題もございますので、十分検討事項だというふうに考えております。

○議長（山口元之） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 費用対効果ということになれば、そういう物産展とか砥部焼まつりを、そういうものを利用して、併用して、行なって、町の活性化、産業を発展させるという意味で、そういうことはすなわち税収、元気が出て町が税収にもつながってくる、そういう両方の面があるかと思っておりますので、その一方だけということではなく、お互い、両方、総合的なことを考えて、ぜひ必要ではないかなと考えますが、どうでしょう。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今の砥部焼まつり、また物産展、いろんなことでやっておって、テントを使っていたいておりますけれども、これをテントに変えるというふうなことにつきまして、通路に設置をするということで、今までの物産販売が落ちるというふうには考えておりませんので、そのあたり、もし議長よければ、ご質問させていただきたいんですが。

○議長（山口元之） はい。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員さん、それによつての効果があるというふうなことでありましたら、具体的にお示しをいただいたらと思います。

○議長（山口元之） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） だから簡単にそういうイベント、祭典ができますから、年に1回だけでなく、そういうことをやることによって、町の活性化が起こって、それで町の元気が出て、税収が増えてくる、そういうことになると思います。

○議長（山口元之） 答弁ありますか。

○7番（西岡利昌） その点に関しましては、以上でございます。それでは、2間の大南の商店街について、道路がつくんだと、そういうことを言われたと思うんですけれども、道路はついても、バイパスでも高速道路でもかえってそんなに町を歩かない、そういうことで、あまり道路ができたから商店街がどうこうということにはならないんじゃないかな、やはり駐車場の方が大切ではないかなというような気がいたしますので、そこらあたりは、どうお考えか、ちょっと。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 商店街の活性化につきましては、本当に危惧しております。砥部町に限らず、いろんなところでシャッター通りというふうなことがございますけれども、この大南地域につきましては、町有の施設がかなりできておりまして、集客もできてお

るかというふうに思っておりますが、私ども考えますのは、やはり商店街のところを皆さんが歩いていただく、また来ていただくということにつきましては、その商店街の魅力ということも大切ではないかというふうに思いますので、面岡議員さんも、商工会の団体の方でありましたら、こうふうなことでやりたいから、町も駐車場とか協力してくれというふうなことも1つの提案としていただければ助かるかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口元之） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） その民間と公が分担をして開発とかそういうことには取り組むということではありますが、そういう民間といいますか、それは楽市とかなんとかいうような名目で、隔月で最近そういうことを商工会の方がやられて努力をされておると。そういうこともありまして、やはり民間ではいろいろ限界があります。そういうことで、ちょっと大きいようなことは、やっぱり公的な官、民と官が共同でやるという、やっぱり自治体などが後押しをして駐車場を作って、人の流れを作る、その人の流れがあるにも関わらず、その販売店、色々なものができないということは、これは民間の怠慢でありまして、やはりそういう流れを作るのはやはりそういう公、自治体がやっていただいて、それによって人もたくさん通って、商売してもなんとか採算になるなというようなことになれば、たぶん民間の方もいろいろな商売をやっていくと思われるので、そこらあたりどうしても力を入れていただきたいなと思っておりますので、ちょっとお考えをお願いいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの質問でございますけれども、冒頭の答えもさせていただきましたように、現在大平砥部線を改良中でございまして、この方たちの駐車場確保をということについても、かなり危惧をしておりますので、この計画が進みますと、私どもも秋の砥部焼まつりにつきましても、多くの方が来ていただいております。それで、駐車場につきましても現在で十分満足しておるというふうにも思っておりませんので、先ほども述べさせていただきましたように、大平砥部線が改良ができますと、いろんな角度で検討をしていかなければならないことがございますので、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山口元之） 7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 広報などで財政状況というので、国とか県ですかね、あこら辺からの交付金、親の仕送りであると、そういうふうに書かれております。国は親であります。そういうことで、今、国も経済活力をしてデフレ脱却をして頑張らないかんだというように言うて、アベノミクスと言われるようなことを言うて頑張っておられる。そういう後姿を見てやはり我々の地方自治体もそういう交付金とか、税を厳しく取り立てて、そういうことで将来砥部町の財政をやっていくんだということだけでなく、やはり自分の町の自主財源をどのようにして自分たちで少しでも上げていくかというこ



とのお考えは、町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（山口元之） ただいまの西岡利昌君の質問に対しまして、一般質問の内容では自主財源の確保等が入っておりませんので、このことについてはご質問は控えていただきたいと思えます。一般質問の内容の中から、町長に質問をしてください。7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 町の活性化をするということでもありますから、やはり活性化をするということは、元気になって税金を納める人が増えてくるということで、ちょっと関連が全くないということではないという気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長、よろしいですか。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員さんのおっしゃいますように、地域が活性すれば砥部町が潤ってくる、これは当然のこととございますので、そのことについて私どもがいろんな角度で検討しなければいけないということは、当然のことだと思っております。

○議長（山口元之） 7番西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） まだ時間がだいぶあるのですけれども、そういうことで、検討して砥部町を元気にしていくよという町長さんの言葉をいただきましたので、ひとつ我々も協力して頑張っていきたい、そのように思います。どうもいろいろありがとうございました。

○議長（山口元之） 西岡利昌君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時40分の予定です。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山口元之） 再開します。8番大平弘子君。

○8番（大平弘子） 議席番号8番大平弘子です。よろしく願いいたします。2点ほど質問させていただきます。1点目、胃がん対策について。ピロリ菌の感染率は50歳代で80%の方が感染していると言われます。胃がんの大きな原因とされているのが、ピロリ菌であると国も認めています。25年2月から除菌治療に用いる薬剤が保険に適用され、胃がんの予防が大きく前進しました。砥部町も胃がん検診にピロリ菌検査を導入し、実効性のある検診を行うべきではないかと思えますが、町長のご意見をお聞かせください。2点目、ひとり親家庭について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法が平成25年3月1日に施行されました。経済情勢が混迷状態にある中、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定就労と、ひとり親家庭、寡婦の生活基盤確保はまだ極めて難しい状況が続いております。寡婦というのは、18歳以上の子どもさんを見ている

母親のことを言います。個人情報に関係で難しいとは思いますが、砥部町ではひとり親家庭は何人ぐらいおられるのでしょうか。経済的支援は行き届いておりますでしょうか。養育費の確保支援、就労支援、子育て生活支援、経済的支援は行き届いておりますでしょうか。今までに母子生活支援施設の利用者はおられますでしょうか。また、ひとり親家庭の相談所は設置しておりますでしょうか。DV法に基づき、ひとり親家庭で子どもに対しての虐待はありましたでしょうか。暴力被害女性及び同伴家族の一時保護または民間シェルター等を砥部町も設置しておりますでしょうか。また、設置していなければ、今後の考えをお聞かせください。以上2点よろしく願いいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。はじめに、胃がん対策についてのご質問ですが、大平議員ご指摘のとおり、ピロリ菌の感染は、潰瘍、慢性胃炎、がんなど、胃や十二指腸の様々な病気の原因のひとつと考えられています。ピロリ菌検査は、がんを見つける検診ではありませんが、胃がんのリスクを見つける方法としては注目されているようです。本町の胃がん検診は、厚生労働省が定めるがん検診実施のための指針に基づき実施しており、ピロリ菌検査は、現在、国の指針に含まれていないことから実施していませんが、今後も国の動向等を注視しながら、他の自治体の事例等も参考にして検討してまいりたいというふうに考えております。次にひとり親家庭についてのご質問ですが、まず本町のひとり親家庭の状況は、今年の4月現在で、父子家庭が63世帯180人、母子家庭が237世帯670人となっており、ひとり親家庭への支援につきましては、就業面では、中予地方局の母子自立支援員やハローワークなどと連携し、継続的に自立、就労支援を行っています。また生活面では、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、保育所の延長保育や一時保育など、町独自の事業を展開し、子育て支援に努めています。更に、児童扶養手当の支給や母子、父子家庭への資金貸付など、経済的な支援も行っています。このようにきめ細やかな支援に取り組んでいますが、今後も困りごとの把握に努め、支援の充実を図ってまいりたいと考えています。次に、県立愛媛母子生活支援センターの利用者ですが、ここ3年間で3件の利用がありました。また、ひとり親家庭の相談所の設置につきましては、町では、育児に関する問題や悩みの相談に対応するため、職員を配置して支援を行っています。しかし、相談内容が複雑多様化しており、そのような場合には専門の相談員がいる中央児童相談所やその他県の相談窓口に繋げ、支援を行っています。続いて、暴力被害女性等に対する支援についてですが、現在DV、ドメスティックバイオレンスに関する相談は年に2、3件で、一時保護が必要な事案は、数年に1回程度であります。また、本町には一時保護施設や民間シェルターは設置していませんが、一時保護等が必要な場合には、県の配偶者暴力相談支援センターを活用しています。なお、DV法等の事案で一時保護が必要な場合の判断は、中央児童相談所など県の機関で行い、県の施設に保護をしていますので、今のところ町内での設置は考えていません。しかし、暴力を受けた被害者は、加害者がいな

いところへ逃げたい、加害者を引き離して欲しいという思いがあることから、今後もDVに関する相談があった際には、愛媛県婦人相談所や警察に相談し、必要に応じて保護命令等の申し立ても行いながら、DV被害者を支援してまいりたいと考えています。以上で、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 8番大平弘子君。

○8番（大平弘子） ピロリ菌検査は単体ではなく萎縮の状況を検査するペプシノゲンの検査を合わせて行う考えはないでしょうか。がんの検査をし、がん患者が1人でも少なくなる、そして医療費が少なくなる、砥部町のためにはいいことではないかと考えておりますが、町長さん、もう一度よろしくお願ひいたします。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、私もこのピロリ菌、ヘリコバクターピロリ菌の除菌が胃のいろんな意味での効果があるというのは聞いておりますし、ただ先ほども述べさせていただきましたように、集団検診の中ではこれが入っていないということでございますので、なかなか集団検診の中でこれを実施するというのは難しいかと思っておりますけれども、先ほども言いましたように、ご質問にもありましたように、除菌が保険の対象ということでございますので、住民の皆様方には積極的に受けていただいております。

○議長（山口元之） 8番大平弘子君。

○8番（大平弘子） ありがとうございます。ひとり親家庭についてなんです、就業支援のことなんです、母子家庭の母親及び父子家庭の父親がおかれている特別な事情に絡み、民間事業者に対してお願ひはしておるのでしょうか。母子家庭、父子家庭の方。今仕事はきちっと就いておられるのでしょうか。それとも生活保護になっておられる方がおられるのでしょうか。助けるような民間事業にお願ひはしておられるのでしょうか。ちょっと今いちそれがお聞きしたいんですが。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど父子家庭が63世帯というふうなことがございまして、この中で今、所得的な要因もございまして、実際に支援を受けている方は25世帯ということで、父子家庭の場合はやはり就労と申しますか、収入が高いというふうなことで、支援は行き届いているのであろうというふうに思っておりますし、母子家庭につきましては、先ほど237世帯という中で、193世帯の方が児童扶養手当をいただいておりますというふうなことで、確率が高いということは、就労にはかなり苦労しておるのではないかと申しておりますので、このあたりまた、担当のところでお願ひがわかれば支援の方向でいろいろとできる方向は検討をしております。

○議長（山口元之） 8番大平弘子君。

○8番（大平弘子） 就業支援の部分のところでお尋ねしたいんですが、母子家庭の人、

自立支援の方で、県の方に届を出して勉強をしておられる方はおられるのでしょうか。そして砥部町もその点に関して、協力はしておられるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山口元之） 重松介護福祉課長。

○介護福祉課長（重松邦和） ただいまの大平議員さんのご質問にお答えいたします。母子家庭の就業支援の件でございますが、直接町の方で取り扱ってはおりませんので、なかなか町の方に相談というか、申し込みされるケースが少なくなっております。ここ1年間では直接町の方に申し出があった方はおりません。ただ県の方に直接行った方については、こちらの方では把握できませんので、そこらあたりご了承いただけたらと思います。

○議長（山口元之） 8番大平弘子君。

○8番（大平弘子） ありがとうございます。母子家庭、それから父子家庭の方、そして寡婦の方ですね、生活に困っておられる方がおられましたらですね、相談に乗ってあげまして、何か助けになる、そして寡婦の方は大学生の生徒を持っておられます。そのことに関して、大学を辞めたりする方もおられました。私も知っておりますが、そういう方をできるだけ助けてあげていただきたいと思います。やっぱり勉強したい人はいっぱいおりますので、今後ともよろしく願いいたします。これで終わります。

○議長（山口元之） 大平弘子君の質問を終わります。5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。私は今回4点質問を準備いたしました。この間、決算特別委員会や、先ほど冒頭で議長が報告の中で総務常任委員会でも青森県の方に研修に行ったというふうに紹介されましたが、その時の研修のことなんかも含めて、質問の中で紹介をさせていただきたいというふうに思います。まず第1点目は、私が第2期目に入っておりますけれども、最初にこの議会に出馬するにあたって、いくつかこういうことをやりたいというふうなことで、柱として4本ほど掲げてたんですが、その中の1つに、当時は小学校の卒業までの医療費の無料化をぜひ実現してほしいというふうなことだったんですが、平成24年度から小学校の卒業までの入院費だけではあるんですけども、無料になりました。先日の決算委員会の中では、当初予算が569万7千円ということでありましたが、実績は115万7千円というふうな数字でありました。子育て支援事業が必要じゃないかという声はその時にも出されてましたし、今日の冒頭の菊池議員も子育て支援の重要性について言われましたが、やはり私も最初言いましたようにですね、まず子供の医療費の無料化というのは、今後の町政にとっても大事なことであろうということで、この間ずっと言い続けてきておりましたが、改めてこの金額がわず5分の1程度で済んだというふうなこともありましてですね、これはいよいよ思い切って一挙に拡大してもらって、中学校の卒業まで入院も通院も含めた医療費を無料化にしてはどうだろうかというふうなことをまず1点目に町長にそのお考えについてお聞きしたいというふうに思います。2点目は、坂村真民記念館の運営のところ、これも決

算の特別委員会の中で出ましてですね、館長さんが身内の方であるんですけれども、この記念館で販売している物品の売上げの一部が、館長さんは町職員であるわけなんです、その方の身内がおられるということで、身内の方にお金が回るということになってるんじゃないかと、これについてどうなんだろうというふうな議論もされました。その点について、2点目、町長にこれでいいんだろうかというふうなことでのご質問でございます。3点目は所信表明で町長さんは、町民の皆さんのご意見やご提案を十分にいただきながら、町民主役の町づくりをスローガンに、町民自ら参加する町づくりを目指してまいりたい、このように述べておられます。町長はじめ町の理事者の方が出席して、直接住民と懇談する、そういう機会を設けられてはいかがでしょうか。これはまたあとで触れることもあろうかと思いますが、五所川原市というところに研修に行ったときに、そちらの実態なんかもお聞きして、非常にいいことだなというふうに感じましたので、この点についても町長にお尋ねした次第でございます。4点目は、今非常に国会で、私自身はとんでもない法律だというふうにして入るんですが、それはさておきまして、非常にこの、数の力でですね、一気に法案を通してしまおうという動きが強まっておりますが、この特別秘密保護法について、町長の考えをお聞きしたいというふうなことでございます。現在臨時国会でこの法案に対して、特別委員会、参議院の方に移っておりますが、審議をしております。日本弁護士連合会、日本新聞協会、日本ペンクラブをはじめ、各界、各層から反対の声が広がっております。この法案は政府の持つ膨大な情報の中から、特定秘密を指定し、最高で懲役10年の重い刑罰で、秘密を漏えいした公務員、知らずに秘密を洩らした、そういう方まで処罰することを骨格としています。しかも、重大なことは、特定秘密の指定が政府に委ねられ、政府が恣意的な判断で勝手に決められるということではないでしょうか。国民には何が秘密か知らされず、自分が触れた情報が秘密かどうかわからない、そんなままで処分されることも起こり得ます。このような法律ができると、町職員の仕事や、町民の生活にも影響が出てくるのではないかと、このように考えられます。この秘密保護法案について、町長のお考えをお尋ねいたします。以上4点です。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、中学校卒業までの医療費の無料化についてのご質問ですが、ご指摘の件につきましては、現在の制度を拡充する方向で、既に担当課に実施に向けた検討を指示しているところであります。具体的には、小学生は通院を加えた医療費の無料化を、中学生については入院に係る医療費の無料化を考えています。できる限り早期に実現できるよう取り組みたいと考えています。次に、坂村真民記念館運営の見直しが必要ではないかというご指摘ですが、6月議会の一般質問でも担当から説明をさせていただきましたが、真民先生の作品は、ご遺族に著作権があり、その著作権の管理は、ご遺族から株式会社SPCに委託をされています。記念館での真民先生に関する商品の販売につきましては、町と納品業者が、

商品の取引に関する契約を締結し、売上金から町の販売手数料を除いた金額を納品業者に支払っています。その後の著作権料の取り扱いにつきましては、民間同士のことですので、役場が申し上げる立場ではないと考えています。なお、ご質問いただきました職員である館長の身内に 売上げの一部が入ってくることにつきましては、著作権料が入っているものであり、法的には問題ないと考えています。また、嘱託員として勤務しております館長は、真民先生の身内であり、真民先生のことを一番ご存知であることから、記念館の開館に大変ご尽力をいただきました。さらに今後、県内外に真民先生を情報発信し、記念館の知名度を上げるためには、必要な人材と考えていますので、ご理解をお願いいたします。次に、町民との懇談会の開催についてのご質問ですが、所信表明で申し上げましたとおり、町民主役のまちづくりを推進するため、町民の皆様、あるいは地域の建設的なご意見などをお聞かせいただきながら、町民主体の活力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えています。なお、懇談会の方法につきましては、今後検討をさせていただきます。つづいて、特定秘密保護法案の町職員の仕事や町民生活への影響をどう考えるかというご質問ですが、11月26日、衆議院本会議で特定秘密保護法案が可決し、現在、参議院本会議にて審議されており、今国会中に本法案が成立する見込みとなっています。この法律により、国の安全に関わる秘密の漏えいに対して厳しく処罰されることとなります。町が行う業務としましては、町職員がこれらの情報に携わることがないため、業務に支障をきたすことはないものと考えています。また、町民の生活におきましても、特定秘密は防衛に関する事項、外交に関する事項、特定有害活動防止に関する事項、テロ活動防止に関する事項など、直接住民生活に関わるものではなく、安倍首相は国民の知る権利を尊重しつつ、特定秘密の保護を図る、知る権利が狭まることはない、というふうにも述べておりますので、現段階では、町民生活に影響は及ぼすものではないものというふうと考えています。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず1点目の中学校の卒業までの医療費の無料化に対して、町長は小学校卒業までは通院も含めて、また新たに中学校の場合は、まだ通院は含まれませんが、入院についてはやっていく方向で既に担当課の方にも伝えているというふうなことで、これは実施に向けてやりますというふうに言っていただいたものというふうな理解をいたしました。その点ではですね、お子様を持つ保護者の方からは、大変喜ばれることだろうと思います。私も冒頭言いましたように、議員になった時からずっと言い続けてきましたので、1つ肩の荷が下りたかなというふうな気もいたします。なお、少し余談になるんですけども、総務常任委員会で青森県の西目屋村という、人口が現在1,500人余りのところなんですけども、ここに行って子育て支援策といいますか、それについて具体的に全部で9つの無料化をしますというふうなことのお話や、その中身についてお聞きしてきたんですが、若干びっくりするようなこともありますので紹介もさせて

もらったらと思います。たとえば、負担ゼロというのはさっき言いましたように当然医療費の負担なんかも入ってるんですが、なんと高校3年生、卒業までここは入ってるんですね。しかも入院してたとえば食事なんかも必要なんですが、食事代まですべてこれ、個人の負担はないと、いうふうなそういう施策を取っております。支援や補助事業も見てみますと、高校生の場合は年間1人10万円、ここは村ですから高校はないのでどうしてもバスで行かないといけないというふうなことで、おおむねバスの定期代、見当ぐらいというふうには言っておりましたが、毎年毎年10万円ずつ高校生が全員補助が出てるようです。なお、大学生や大学院生まで、高校生で18万、大学院生の場合で36万、これ年間なんですけども、育英資金ということで全員に支給されてると。本当にすごいなと思います。子育て育成奨学金、第2子は出産15万、小学校入学10万、以下、例えば第5子でしたら出産祝い金30万で小学校の入学金が20万とか等々ですね、そんなこともされてるだとか、さらには先進的事例ということで2つほど挙げておりましたが、子宮頸がんワクチン接種事業は完全無料化、県内初ということでですね、やったそうなんですけども、平成22年6月からやってたと。ヒブワクチン予防接種補助金支援は、同じく平成22年6月から既にここではやっていたというふうなこと、さらにはですね、例えば、シミュレーションというふうには言っておりましたが、子どもの医療費の助成は大体1人51万円。高校生の奨学補助金が大体30万円。3人の子どもに恵まれてる家庭で、その他いろんな支援を受けてる金額を概算で出しておりましたが、479万3,919円。これぐらい、1人当たり、1家庭にですね、子育て支援として金額的には出されてると、この予算の一般会計の1.124%というふうなことだそうです。別にこれは砥部町がね、そっくりそのまま受け入れてやれるというふうなことではありませんが、このようにちっちゃな、小さいからこそやってるといふ部分もあるんですが、やはり子育て支援にはいろんな考え方があろうかと思いますが、砥部町でも1つでもこういうふうな子育て支援事業を増やして行って、砥部町に住んでいきたいな、ずっと住みたいな、砥部町はよかったなというふうに言ってもらえるような、そんな施策を引き続きとっていただきたいというふうなことで、1点目は終了いたします。2点目の坂村真民記念館の関係では、少し気になるのはですね、実際に1年間で販売品の販売実績が1,272万1千円。SPC社経由が977万1千円。全体の76%がこのSPC社からの仕入れの物になってるといふようなデータがこの前出されました。そして、今、町長さんは実際に入っているのは著作権等だと言われました。確かに著作権ですからこれは町が直接関係することではないかと思われるんですけども、以前、真民記念館ができるまでは、この館長さんは個人でたんぽぽ堂というのをホームページで立ち上げられて、そこでいろんな物品販売を既にやられておりました。今はもうあれは閉鎖してるわけですね。そうすると今砥部町のホームページを開くと、真民記念館出てきますし、その中で作品一覧も出てきますし、あちらで物品購入もできるというふうなことになってるんですね。そうすると、そのホームページを見て、仮にSPC社を通して販売しているものが売られるということになれば、

町のホームページを使って特定の事業者が結果として利益を上げているというふうなことも繋がるのではないかとこのように思うんですね。そのへんについてはどうお考えなんでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、私どもの施設についてはホームページで公開しております。そこではいろんなものを売っておるとこのように紹介しておるとこのように、今の間接的なことにつきましては、最初に私が冒頭でも述べさせていただいたようなことと関連することではないかとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 砥部町と坂村家とでも、当然この記念館の運営に関して契約を結んでると思うんですけども、著作権料についての坂村家との具体的な契約内容というのは、何か明示をされてるんでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 著作権料につきましては、私どもとその著作権を持っておられる方との契約はしてないという、もし補足がございましたら担当の方から答弁をさせます。

○議長（山口元之） 高橋課長補佐。

○社会教育課長補佐（高橋桂） 佐々木議員さんからのご質問の補足で回答させていただきます。著作権料についてのですね、坂村家との契約はございません。SPCの商品の販売につきましては、販売についての商品の取引の契約ということで、契約をさせていただいておりますが、そこにも著作権についての契約についての文面はございません。以上です。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） さっきも言いましたようにですね、この資料で76%がSPC社経由での物品販売のデータがこうやって出されてるわけなんですけども、今後ともあそこで現在のような形で運営していれば、この比率は多分変わってはこないだろうと思うんですね。本来はですね、もっと砥部焼やら砥部の町産品がたくさん売れることを願いたいんですけども、どうしても建物、施設の、それから中身といいますか、中の内容から言いましたら、どうしても真民先生に関するものが当然多くなるんで、今言いましたように、そんなにこの比率は変わらないだろうと思うんですけども、どうしてもですね、そういうかなりごく一部といいますかね、特定の事業者と、どうしてもさっきも言いましたようにですね、坂村家とがそこで契約をして、販売している商品が主になってるとこのように、ただ民民の問題で、著作権料については確かに町がとやかく言うことではないかもしれませんが、町民感情としても、私個人もそうなんですけども、なかなか正直言って納得をしづらい部分があるわけですね。そういう意味ではその、館長さんが例えば別の全くの方とかいうことになれば、そうでもないというふうに



思うんですが、どうしてもですね、館長さんがやられてて、その影響といいますか、その関係で、SPC社との契約があるというふうなことで、どうもしっくりこないというふうなことを思います。これはもう少し法律的なことも含めて、また町民の皆さんからもいろんな声もこれを機に出されるかもしれません。現状ではですね、少しそういう問題があるのではなかろうかというふうな指摘に止めてさせてもらって、この点については終わります。3番目の町民懇談会についての方に移りますが、町長さんは是非やっていきたいというふうなことで、具体的な方法等ははまだこれからというふうなことだったんですが、これも五所川原市に行った時にいろいろお聞きした中身で、少し紹介をさせていただきたいと思います。当市ではですね、もともとこれは市長さんが公約に掲げていたということでやっているということがまず前段にあります。平成21年度から私どもが行った25年度までで、都合29回開催されておりました。参加された住民の方が481名、いろいろ出された案件というのが417件。主なものはですね、道路や公共施設にすることが176件で44%。それからここはすぐ建物の隣に市営の病院があったんですが、その病院にすることが77件、19%。あと教育にすることが、観光にすることが、農林水産業にすることが、合わせて41件、11%程度でしょうか。その他102件というふうなことなんですが、そこで出されたことがですね、やっぱり市長さんや、向こうは部長さんや場合によっては担当の人まで参加しているということなんですけども、ほぼ要望に応えられましたというふうなものが53件あったそうです。パーセントにすると13%。それで検討を要するものというのが71件、18%程度。逆に出されたけどその要望に応えられないというふうに言ったのが21件で5%ほど。説明だけしましたというのが一番多くて、61.8%、245件、というふうなことですね。それぞれ参加した人の中ではですね、やっぱりこういう会があって良かったというふうなことのようでした。私ども議員も先日、南ヶ丘で議会報告会をしましたが、あくまでもこれは議会でいろいろ話し合った中身を中心に町民の皆さんと懇談をしてるんですけども、それでも議員と一緒に懇談できるということは非常に良いことだというふうな評価もいただいております。是非、町の方でもですね、町民の皆さんと直接懇談をして意見を聞き、できることはすぐやって、当然やっていただきたいし、できないものは当然できないという回答があつていいと思いますが、本当にこう、町民がですね、町長にいわゆる町民本位の中心の町づくりというふうなことをやってるというのをね、感じていただけるように是非取り組みを強めていただきたいというふうに思います。もし町長、今の時点でですね、何月ぐらいにはやってみたいなだとかいうふうなところまでは、今お考えの中にはございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 何月ということはあれですけども、私は是非やりたいと思っておりますので、先ほども言いましたように方法については、検討をさせていただきたいというふうに思っておりますし、議員の皆様方も、そういう形で地域へ出向いて行って、

過去にも3回ほどやっておられる、その内容もお伺いしておりますし、そういったことも参考にしながら、やっていきたい。またすでに私は町内には区長会という制度がございまして、区長の皆様方にも冒頭で何でもいいから相談に来てくれというふうなこともございますし、先ほどの五所川原の問題でも、やはり環境整備とか言った問題については、40数%というふうなことで、高い希望があるというふうなことで、私はすでに環境整備については力を入れていきたいということも、区長会でも申しておりますので、そのことについても順次取り組んでおりますので、そういった会合につきましてはぜひやりたいと思っておりますので、今後の検討にさせていただきたいと思っております。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 速やかに対応対応していただくようお願いしまして、4点目に移りたいと思っております。特定秘密保護法案について、町長は町の職員の仕事の範疇には関係ないだろう、また、この中身が防衛や外交やテロ等で町民生活はあまり関係ないだろうというふうにお答えいただいたんですが、私果たしてそうかなという気もいたします。例えばの例なんですけどもね、今オスプレイというのが日本に配備され、この愛媛県の上空もすでに何回も飛んでおりますが、このオスプレイも、もし町民がですね、町役場に砥部町の方まで来るかもしれないじゃないか、というふうな質問があった場合に、じゃあ町の職員はどうこれ答えていくようになるのかなというふうなことを思いますとね、まったく関係ないんじゃないかなというふうに思われますが、本当にこう、今確かに砥部町の上空は飛んでおりませんが、愛媛県の上空を飛んでますのでね、可能性もないとは言いきれないと思うんですが、こういう事例があった場合に、町長どう思われますか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの佐々木議員さんのご質問ですけれども、事例の仮定については私はなかなか勝手に答えにくいし、そういうことが今後私の方へ入ってくるかどうか分かりませんので、それについて答えてみてくれというのはなかなか無理なことで、ご勘弁をいただきたいと思っております。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 本当に今町長、正直に答えられたと思いました。やっぱり何が秘密かが、本当に秘密なもんですから、私の質問もそういう形でしかできなかったんですけどもね。27日に参議院の本会議で、私ども日本共産党の参議院議員で仁比聡平さんが、秘密の範囲が広範かつ曖昧で、何が秘密か、それについても秘密とされるんじゃないかということで、一般質問をいたしました。その時例えばですね、担当が今、森雅子さんという方なんですけども、テロ防止の整備体制と原発施設の情報はもともと一体のはずなんですけど、この森さんは原発情報は秘密になりません。原発の整備状況は秘密足りうる。こういうふうな矛盾した回答をしてるんですね。さらに安倍首相もテロリストが知れば知する情報がすべて特定秘密に該当するわけではない、と言いながら、警察が

行うテロ対策の情報は特定秘密に当たりうる、これもまた支離滅裂な回答をしております。それから、違法に収集された情報の秘密指定は無効だと、いう森担当相の答弁もあったんですが、じゃあそれ誰が無効として、正すのか、そういうことについては、まったく返事がなかったようですね。そのあと、安倍首相が無効な指定がなされることは想定していない、無効が明らかになった場合は、適切な措置を講じますということだけで、今言いましたようにですね、誰が無効と判断するのか、答えはなかったというふうなことだとか。ただ先日、愛媛新聞にも出ておりましたが、これは12月1日付けなんですけれども、戦前の秘密保護法案の法制を巡る、当時は帝国議会ですが、この帝国議会の審議でも当時の政府が、今と同じような答弁をしていますというふうなことで、報道されておりました。実際には市民の日常的な行動が摘発の対象となっていた。そういうふうな報道を見るとやっぱり国民への影響はあるんじゃないかなというふうに、多くの人が考えるんじゃないかなと思います。ご存じのように、公聴会、特に特別重要な法案については日本各地で公聴会を開き、それを参考にして判断するというふうになっておりますが、テレビでもやっておりましたようにですね、昨日でしたか、一昨日でしたかね、さいたま市では3人の内2人が賛成、1人が反対というふうなことではあったんですけども、あれでは中では粛々とやられたんですが、外では傍聴会そのものの開催を中止だとか、妨害といいますか、そういうふうな動きもあったりしたんですけども、さらにその前に福島市でやった場合には自民党の推薦した人も含めて、反対やもっと慎重な審議が必要じゃないかというふうに、全員の方が言ってる、その翌日に衆議院ではああやって採決された。なぜそんなに急ぐ必要があるのか、今じゃないとだめなのかというふうなことも多くの人が思ってるわけですね。これだけ多くの人が、テレビのコメンテーターは昨日こんなことも言っておりました。衆参のねじれが解消して、解消の結果がこうなのか、これでがっかりしている国民がたくさんいるんじゃないかというふうにも言っておりましたが、こういう状況の中でですね、ごり押しでやる、何か裏があるんじゃないかというふうなことを思ってる人もたくさんいます。決して、砥部町の職員や町民が全くこの法案ができ、法になったとして、何も問題がないと考えるというふうに答えられた町長、もう少し中身も精査もしながら、この法案が本当に簡単に法としてできていいのかどうか、町長という立場からね、もう少しお考えをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。これにつきましては、私どもも、住民の皆様もそうかと思えますけれど、知る権利の侵害があるんじゃないかというふうな方面で、マスコミ等がそちらの方の報道だけが一方的になされておる、私どもの耳に入ってくるのは、賛成の意見が耳に入ってきてないというふうなことで、おそらく日本国民の皆様方もそういうふうにして思っておるんじゃないかというふうに思っておりますけれど、今佐々木議員さんが言いましたように、今現在国会で審議中で

ございますので、いちいち私がここでそのことについて答えるべきでもないと思いますし、答える技量もないので、ご理解をいただいたらと思います。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今の国会の状況なんかもですね、多くの方がそうは言っても、要するになぜ、今日明日中に決めないといけないのかと、議論がまだまだ尽くされてないじゃないかと、いうふうに見られている方がたくさんおいでるんだろうと思います。本当にあの、なんていうんですか、今までにないいろんな各階層の方々が、有名な方なんかも、たくさんマスコミにも出てですね、もっとみんなこれ考えようじゃないかというふうな呼びかけなんかもされてますけども、やはり私も聞く限りはですね、特に高齢の方、戦争を体験した方の中からは、昔のように段々とあれもだめ、これもだめというふうになってくるんじゃないかと、そういうこう心配があるというふうなことをよく言われます。先日も何かで読みましたが、戦争に突入していくにつれてですね、気象図がなくなった、それも軍事機密だからというふうなことで、そういうものまでなくなってしまったというふうなことなんかもですね、読みましたけれども、少しずつ少しずつああいいうふうなことになっていくんじゃないかというふうなね、ことをやっぱり、今のあの国会のやり取りなんかを見てても、多くの方が思ってるからこそ、もっと時間をかけてちゃんと審議しろというふうなことを言っているんだと思います。ですから、そういう意味では静岡県知事さんだったと思います。ちょっと間違っれば訂正もいたしますが、声明を出したというふうにお聞きしました。ですから、必ずしもですね、地方自治体の長がもっとそういうふうなことについて、国の方に呼びかけるというふうなことがあっても、私は何も不思議でもなんでもないと思います。やはり、それぞれの自治体の長がですね、そこに住む住民の知る権利やそういうものが侵される危険性が大いにあるというふうな、そういうものに対しては、毅然とした態度も必要かというふうにも思われます。この愛媛選挙区、衆議院の2区の村上誠一郎代議士は、衆議院の採決の時には退席されました。やはり、ああいいう形でですね、この愛媛の状況も村上さんなりにお考えになられて、そういう態度を取られたんだと思います。ですから、町長もそういうことも含めて、もっともって町民のために、賛成反対は、別個にしてもですね、もう少しこう、議論を尽くすようにだとか、いうふうなことを含めて、他の市長さんにも提案もしていただくとか、いうふうなことも検討もしていただければと思います。その辺については、いかがでしょうか。町長。

○議長（山口元之） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども申しましたように、私、この秘密特定法案については、本当に熟知しておるわけでもございませんし、その内容をすべて把握しておるんであれば、ご返事はできますけれども、佐々木議員さんも熟知されておるんだと思いますけれども、私はしておりませんので、私の態度で答えることはできないと、これはそうだと思いますので、ご理解をいただいたらと思います。

○議長（山口元之） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 熟知していないからこそですね、行政のトップが、理解できるまで、やはりね、国会でも審議してもらおうというふうなことの方が僕はより重要じゃないかなと、正直言って思います。私もまだまだ熟知しているわけではありませんが、それなりにいろいろ物を見たり、聞いたりしたり、しながらですね、やはりこれは今のままでは大変だなというふうに思いますので、本当にこう知らない人が多いというのがまだまだ実態だと思います。段々と少しずつこう、知り始めてきたので、今のうちに何とでも通そうということで、たぶん明日には参議院でも可決される見通しのようなんですけども、そういうふうな状況にしないためにね、日本全国でいろんな形で、もっと考えろと、もちろん反対ということも、私は当初言いましたように反対なんですけど、それに限らずですね、もっと検討が必要じゃないかというふうな人もたくさんおいでますから、早急に結論を出すというようなことじゃなくともいいなと思うんで、そういうふうな立場で、町長さんも望んでいただければというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（山口元之） 佐々木隆雄君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6 認定第1号 平成24年度砥部町一般会計決算認定について

日程第7 認定第2号 平成24年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第8 認定第3号 平成24年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第9 認定第4号 平成24年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第10 認定第5号 平成24年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第11 認定第6号 平成24年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第12 認定第7号 平成24年度砥部町梅野奨学資金特別会計決算認定について

日程第13 認定第8号 平成24年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第14 認定第9号 平成24年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第15 認定第10号 平成24年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第16 認定第11号 平成24年度砥部町水道事業会計決算認定について

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第6認定第1号から日程第16認定第11号までの決算認定11件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。政岡決算特別委員長。

○決算特別委員長（政岡洋三郎） 平成25年第3回砥部町議会定例会において、閉会中の継続審査として当特別委員会に付託されました、認定第1号から認定第11号までの決算認定に関する11件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る10月21日、25日、29日の3日間の日程で本特別委員会を開催し、平成24年度の各会計の決算について、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて、担当課に説明を求

め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査した結果、24年度における各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第1号から認定第11号までの11件は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今回の審査において、各委員から出された意見、要望等については、十分検討の上、今後の町政運営に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。認定第1号から認定第11号までの11件は、一括して討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第11号までの11件は、一括して討論、採決を行うことに決定しました。
討論を行います。討論はありますか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。採決を行います。認定第1号から認定第11号までの決算認定11件に関する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。
[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって認定第1号から認定第11号までの決算認定11件は、委員長の報告のとおり認定されました。
以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時41分 散会

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 25 年 12 月 6 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 25 年 12 月 6 日 午前 9 時 3 0 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項 の規定により 説明のため会議 に出席した者の 職氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 門田 伸介 介護福祉課長 重松 邦和 生活環境課長 柿本 正 建設課長 白形 敏明 社会教育課長 西松 伸一	副町長 総務課長 企画財政課長 会計管理者 保険健康課長 産業振興課長 学校教育課長	上田 文雄 原田 公夫 松下 行吉 日浦 昭二 大野 哲郎 萬代 喜正 坪内 孝志
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 善家 孝介		
傍聴者	1 人		

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 報告第 10 号 平成 25 年専決処分第 4 号の報告について
(陶街道ゆとり公園体育館改修工事請負契約に係る変更契約の締結について)
- 日程第 2 議案第 55 号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 56 号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退
に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第 57 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成
団体から脱退に伴う財産処分について
- 日程第 5 議案第 58 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 59 号 砥部町道路線の変更について
- 日程第 7 議案第 60 号 砥部町水道事業会計資本金の額の減少について
- 日程第 8 議案第 61 号 砥部町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 62 号 砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の
一部改正について
- 日程第 10 議案第 63 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 64 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 65 号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例
の一部改正について

- 日程第 1 3 議案第 6 6 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 6 7 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 6 8 号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 6 9 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 7 0 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 8 議案第 7 1 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計
補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 9 議案第 7 2 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 7 3 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 7 4 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

・ 散 会

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 25 年 12 月 6 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（山口元之） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 10 号 平成 25 年専決処分第 4 号の報告について  
(陶街道ゆとり公園体育館改修工事請負契約に係る変更契約の締結について)

(説明、質疑)

○議長（山口元之） 日程第 1 報告第 10 号平成 25 年専決処分第 4 号の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。西松社会教育課長。

○社会教育課長（西松伸二） それでは失礼いたします。お手元の資料の報告第 10 号の資料をご覧ください。報告第 10 号平成 25 年専決処分第 4 号の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは次のページ、2 ページ 3 ページをお開きください。陶街道ゆとり公園体育館改修工事につきまして、11 月 15 日付けで 480 万 3 千円増額の工事変更請負契約を堀田建設株式会社と別紙のとおり締結をいたしましたので、ご報告させていただきます。それでは、別紙の資料に変更概要を掲載しておりますので、報告第 10 号資料をご覧ください。変更の内容につきましては、アリーナ LED 照明の増設工事 27 基分のほか、以下 3 項目の変更を行っております。変更額につきましては、先ほど申し上げましたが、480 万 3 千円増額の合計 1 億 560 万 3 千円となっております。なおここには掲載されておりませんが、工期延長の変更契約を 12 月 22 日付けで締結いたしましたして、工期は平成 26 年 1 月 11 日までとさせていただきます。以上で報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。以上で報告第 10 号を終わります。

お諮りします。日程第 2 議案第 55 号から日程第 4 議案第 57 号までの愛媛県市町総合事務組合に関する 3 議案については、会議規則第 39 号第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 55 号から議案第 57 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。



日程第2 議案第55号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(山口元之) 日程第2議案第55号愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長(原田公夫) 議案第55号愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について。愛媛県市町総合事務組合の構成団体である内山衛生事務組合の解散に伴い、平成26年3月31日をもって内山衛生事務組合を愛媛県市町総合事務組合から脱退させ、また同日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である伊予市を日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させるため、地方自治法第286条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合同約を次のとおり変更する。平成25年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、先ほど申し上げました内容と同じになりますが、内山衛生事務組合が解散するということと、伊予市が交通災害共済の事務から撤退するということによります規約の変更をするものでございます。内容としまして、規約中別表第1から別表第3までの規定中、その内山衛生事務組合を削り、別表第2第4項の構成団体の欄中、伊予市を削るものでございます。附則としまして、26年4月1日から施行するものでございます。続きまして資料を、55号の資料を見ていただけたらと思います。愛媛市町総合事務組合の概要について掲載しております。いろいろな事務につきまして、5つございますが、市町村退職、市町村の職員の退職手当組合、消防団員等の災害補償、退職報奨金組合、市町村の交通災害共済組合、愛媛県自治会館管理組合、町村議会議員の公務災害補償組合、これらが17年4月1日に統合されて新しい市町総合事務組合ができたものでございます。それらの事務を引き継ぎまして、下にありますように現在30の団体が構成団体となっております。その構成団体につきまして、事務ごとに加入しておる内容が違っております。まず1番目が退職手当の支給、これにつきましては、西条以外の29組合、2番目の非常勤消防団又は公務災害認定補償、退職報奨金の支給につきましては、その下にありますように15の組合。2ページいきまして、消防吏員の消防団員等が災害業務にあたり殉職又は障害となった場合の賞じゅつ金の支出、これにつきましては17団体。伊予市が抜けます交通災害につきましては14団体。自治会館の管理及び運営につきましては9団体。議員の公務上の災害通勤による補償につきましては11団体が構成団体となっております。財産につきましては、そこから下に書いておりますような財産が組合にはございます。今回脱退によりまして、資料2になりますが、別表中から赤字になっておりますところを削るものでございます。

以上で議案第 55 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。これから議案第 55 号の採決を行います。採決は起立によって行います。議案第 55 号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。  
[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 56 号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う 財産処分について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 3 議案第 56 号愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第 56 号愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について。平成 26 年 3 月 31 日をもって、内山衛生事務組合が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり関係組合市町と協議の上、定めるものとする。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、報奨金組合の条例に基づきまして、市町総合事務組合の財産に、内山衛生事務組合の退職手当負担金条例に基づきます財産を除くその他の財産につきまして、市町総合事務組合に帰属させるというものでございます。この退職手当負担金条例に指定されておる項目を除くという部分でございますが、これにつきましては退職手当で構成団体からお金を負担金として預かって支出しておるわけですが、今回、内山衛生事務組合につきましては、マイナスとなっておりますので、その部分についてあと引き受けたところが負担するということがございますので、その部分を除くというふうになっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。これから議案第 56 号の採決を行います。採決は起立によって行います。議案第 56 号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 57 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体から 脱退に伴う財産処分について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 4 議案第 57 号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体から脱退に伴う財産処分についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第 57 号愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体から脱退に伴う財産処分について。平成 26 年 3 月 31 日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である伊予市が日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴う地方自治法第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について次のとおり関係組合市町と協議の上定めるものとする。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。これにつきましても先ほどと同じような理由でございますが、交通災害共済の部分についての伊予市の財産については県の市町総合事務組合に帰属させるものとするものでございます。この場合の共同処理の部分で伊予市が持っておる部分というのが、それまでに交通災害で集めた負担金を全体でプールして万が一の場合に支出しておりますが、そういったもので、積み立てております基金ということになるかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。これから議案第 57 号の採決を行います。採決は起立によって行います。議案第 57 号は原案のとおり決定することに賛成の方はご



新、砥部町八倉 65 番 6 地先から砥部町八倉 18 番 11 地先まで。路線名、重光赤坂 1 号支線。起点及び終点、旧、砥部町重光 107 番 6 地先から、砥部町重光 107 番 19 地先まで。新、砥部町重光 107 番 6 地先から、砥部町重光 107 番 24 地先まで。提案理由、町道認定されている既存の路線について、路線の延長変更を行うものでございます。お手元の議案第 59 号の資料 1 をご覧ください。場所は砥部町八倉、県道伊予川内線よんやくから北へ向かって 98.2m 認定しておりましたが、そこから高速道路の側道までを町道として、5m に拡幅するため延長するものでございます。延長は 82.3m 延長して 180.5m に。幅員は最少部分を 5.2m から 5m に。面積は 460 m<sup>2</sup> 増えて 1,070 m<sup>2</sup> でございます。続きまして、議案第 59 号の資料 2 をご覧ください。場所は砥部町重光、旧県道伊予川内線から県道伊予川内線を経由して赤坂泉に通ずる道路の支線で、旧県道伊予川内線と県道伊予川内線のほぼ中央部西側で 83.8m 認定しておりましたが、そこから新たに開発により新設され、寄付された道路を延長するものでございます。延長は 27.3m 延長して、111.1m に。幅員は変更ありません。面積は 230 m<sup>2</sup> 増えて、779 m<sup>2</sup> でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 59 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 59 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 議案第 60 号 砥部町水道事業会計資本金の額の減少について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 7 議案第 60 号砥部町水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 60 号砥部町水道事業会計資本金の額の減少についてご説明申し上げます。次のとおり砥部町水道事業会計資本金の額を減じることについて、議会の議決を求める。平成 25 年 12 月 6 日、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。地方公営企業法等の改正に対応するため、砥部町水道事業会計資本金 34 億 7,513 万 7,748 円の内、9 億 6,934 万 7,118 円を減少し、資本剰余金へ振り替えたいので、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定により、提案するものでございます。これは平成 26 年度から資産の償却制度がみなし償却制度から全償却制度に改正されるため、本町では合併時に自己資本金へ振り替え、みなし償却としておりました補助金等の、先ほどの 9 億 6,934 万 7,118 円を減額し、資本剰余金へ振り替えておく必要がございます。今回資

本金の減少には議決を要するためお願いするものでございます。以上で議案第 60 号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 60 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 60 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 8 議案第 61 号 砥部町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について  
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 8 議案第 61 号砥部町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第 61 号砥部町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について。砥部町地域の元気臨時交付金基金条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏のページをお願いいたします。国から交付される地域の元気臨時交付金を効果的に活用し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、提案するものである。この国から交付される地域の元気臨時交付金でございますが、平成 24 年度の国の補正予算を受けまして、地方におきましても国庫補助事業を行っておりますが、その国庫補助事業の場合、通常約半分程度は地方負担を伴うものでございます。それらの地方負担分につきまして、国の方から地域の元気臨時交付金として、補填と言いますか、支援を受けるものでございまして、砥部町の場合には、この額が 7,616 万 8 千円と決定いたしました。今回その交付金のうち、5,600 万円を基金として積み立て、26 年度の町の単独投資事業の財源とするため、この基金条例を上程するものでございます。附則をご覧ください。第 1 項の条例公布につきましては、施行につきましては、公布の日から施行することとし、第 2 項に書かれておりますように、この条例は平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失うということで、26 年度中に基金を使い切るということにしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 61 号は総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。



[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 61 号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 9 議案第 62 号 砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 9 議案第 62 号砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西松社会教育課長。

○社会教育課長（西松伸二） それではご説明させていただきます。議案第 62 号砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について。砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。下の提案理由でございますが、地方分権改革第 3 次一括法の施行により、社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の基準を条例で定める必要があるため、提案するものであります。なお、この基準につきましては、社会教育委員及び公民館運営審議会委員の基準を条例で定めるにあたって、参酌すべき基準を定める省令を参酌しております。それではもう 1 つの資料でございますが、議案第 62 号資料をご覧ください。第 2 条の 1 項の次に 2 項を加えております。2 項を読み上げたいと思います。委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。以上の文面を第 2 項として付け加えております。それでは先ほどの議案の 62 号の資料にお戻りください。中どころにあります附則のところでございますが、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 62 号は厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 62 号は厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 10 議案第 63 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正  
について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第10議案第63号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第63号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成25年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、4ページをご覧ください。砥部町が管理する地域集中合併浄化槽へ接続するため、各宅地内に施工いたします排水設備の施工基準を明確化するものでございます。また、平成26年4月1日からの消費税率改正に伴い、浄化槽の保守点検料及び地域集中合併浄化槽の使用料を改めるものでございます。また、地方税法の改正に伴い、地域集中合併浄化槽の施設使用料の延滞金の割合の特例措置を改める必要があるため、提案するものでございます。お手元の議案第63号の資料をご覧ください。新旧対照表でございます。現在、排水設備等の基準を設けていないため、第8条第3項といたしまして、砥部町公共下水道条例の第6条から第19条までの施工基準を準用し、公共下水道と同じ排水設備基準とするものでございます。次に第17条の督促手数料と第18条の延滞金について、地域集中合併浄化槽が対象となり、変更するものでございます。合わせて2ページ目の第18条の第2項を改め、延滞金の特例基準割合が変更されたことに伴い、その内容を整備するものでございます。議案にお戻りください。4ページの附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第18条延滞金の第2項は平成26年1月1日から施行し、別表第2の保守点検料及び施設使用料は平成26年4月1日から施行するものでございます。また一部経過措置を設けております。以上で議案第63号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第63号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第63号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第64号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第11議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正についてご

説明申し上げます。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由をご覧ください。地方税法の改正に伴い、公共下水道使用料等の延滞金の特例措置を講じるため、提案するものでございます。別添の議案第 64 号資料の新旧対照表をご覧ください。現行の第 35 条第 1 項中公共下水道の排水設備の暗渠である構造の部分、以下単に暗渠という、の注釈を削除し、暗渠に改めるものでございます。次に 2 ページでございますが、第 44 条第 5 項地方税法に準じた延滞金の割合の特例措置を講じるため、その内容を整備するもので、平成 26 年 1 月 1 日から施行するものでございます。また、附則に経過措置を設けております。以上議案第 64 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 64 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 64 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第 12 議案第 65 号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

### (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 12 議案第 65 号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 65 号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由をご覧ください。地方税法の改正に伴い、公共下水道受益者負担の延滞金の特例措置を講じるため、条例を改正するものでございます。別添の議案第 65 号資料の新旧対照表をご覧ください。第 1 条第 2 項に地方税法に準じた延滞金の割合の特例措置を講じるため、その内容を整備するものでございます。平成 26 年 1 月 1 日からの施行としております。また、附則に経過措置を設けております。以上で議案第 65 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） ちょっと詳細なことなんですけど、お聞きしたいと思っております。先

ほどの公共下水道条例の、要するに延滞金の年 14.6%の割合とありますが、受益者負担に関する延滞金につきましては、14.5%となります。この1%の差は、0.1 ですかね、そのへんの違いはどういうことでしょうか。

○議長（山口元之） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えします。地方税法は 14.6%でございますが、受益者負担金につきましては、都市計画法第 75 条によりまして、上限が 14.5%と定められておりますので、それ以上取れないという制約でございます。以上でございます。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。お諮りします。議案第 65 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 65 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 13 議案第 66 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 13 議案第 66 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 66 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、2 ページをご覧ください。地方税法の改正に伴い、農業集落排水施設使用料の延滞金の割合の特例措置を改める必要がございます。また、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率改正に伴い、農業集落排水施設使用料を改めるため、提案するものでございます。別添の議案第 66 号資料の新旧対照表をご覧ください。別表第 2 に定める使用料を総額表示に変更するため、現行の第 6 条第 1 項中に消費税を加えた額、を削ります。第 10 条の延滞金は第 2 項を改め、延滞金の特例基準割合が変更されたことに伴い、その内容を整備するものでございます。また議案にお戻りください。2 ページの附則でございます。延滞金は平成 26 年 1 月 1 日から施行し、使用料は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また一部経過措置を設けております。以上で議案第 66 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 66 号は産業建設常

任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 66 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第 14 議案第 67 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（山口元之） 日程第 14 議案第 67 号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 議案第 67 号砥部町営住宅管理条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成 25 年 7 月 3 日に公布され、同日から起算して 6 月を経過した日、平成 26 年 1 月 3 日から施行されることとなったため、入居者資格の一部改正を提案するものでございます。内容といたしましては、砥部町営住宅管理条例の入居者資格の中で、老人など単身でも入居できる特例規定を設けてございます。その中に配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力の被害者についても、従来から単身入居を認めておりましたが、生活の本拠を共にする交際相手、単なる交際相手からの家庭内暴力の被害者についても単身入居を認めるために、改正するものでございます。議案第 67 号の資料、新旧対照表をご覧ください。第 6 条第 2 項第 8 号は、家庭内暴力の対象者が配偶者に交際相手が加わったため、法律名も配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に改正され、被害者に加え同法第 28 条の 2 に規定される交際相手からの暴力を受けた者に加え、また 8 号「ア」及び裏面の「イ」につきましても、同法第 28 条の 2 に規定される交際相手からの暴力を加えるものでございます。議案第 67 号にお戻りください。附則、この条例は平成 26 年 1 月 3 日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 67 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 67 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 15 議案第 68 号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長 (山口元之) 日程第 15 議案第 68 号砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長 (柿本正) 議案第 68 号砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、2 ページをご覧ください。水道事業の健全な運営を図るため、万年、総津、大内野の簡易水道を上水道に経営統合するため、提案するものでございます。別添の議案第 68 号資料の新旧対照表の 1、2 ページをご覧ください。現行では水道事業と 1 ページの水道事業と 2 ページの簡易水道事業、別々の給水区域となっているものを、砥部町上水道の給水区域に改めます。もともと簡易水道事業は経営基盤が脆弱であるため、国においては、上水道との経営統合を推進しており、平成 26 年 4 月の公営企業法等改正に伴う水道の会計システム変更に合わせて、今回簡易水道を経営統合することが本町にとって効率的であると判断し、提案するものでございます。また、将来人口や水道使用水量の減少を推計し、給水人口を改め 2 万 600 人、1 日最大給水量を 9,600 m³に改め、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で議案第 68 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (山口元之) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12 番井上洋一君。

○12 番 (井上洋一) 一部ちょっとわかりにくいんですが、この提案理由の 1 ページの松山市の上野町の一部と西野町の一部と書いている部分があるかと思いますが、今回の提案には直接関係ないんだろうと思いますが、このあたりをちょっとご説明を願いたいんですけど。この条例によって、財政的な面での変化はあるんでしょうか、ないんでしょうか。以上。

○議長 (山口元之) 柿本生活環境課長。

○生活環境課長 (柿本正) ただいまの井上洋一議員さんのご質問にお答えします。議案の第 2、表の中ですが、給水区域、上野町の一部、西野町の一部につきましては、県の総合運動公園にも給水しております。が、そのために砥部町と松山市の上野町、西野町の一部にまたがっておりますので、明記しているものでございます。それと、現在の経営の内容ですが、区分だけは分けております。上水道の収益収支、資本収支と、簡易水道の収益、資本収支について分けておりますが、最終的には合計して収益収支としておりますので、その内容が一本になるというものでございます。以上でございます。

○議長 (山口元之) 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。お諮りします。議案第 68 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議あ

りませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 68 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 16 議案第 69 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（山口元之） 日程第 16 議案第 69 号砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 69 号砥部町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、3 ページをご覧ください。平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率改正に伴い、水道料金及び加入金を改めるものでございます。また、水道事業の健全運営を図るため、万年総津大内野の簡易水道を上水道に経営統合するため、提案するものでございます。別添の議案第 69 号資料の新旧対照表をご覧ください。別表第 1 でございますが、議案第 68 号と同様、3 つの簡易水道を上水道に経営統合するものでございます。次に、別表第 2、第 3 の水道料金及び加入金を 8 %の消費税及び地方消費税を含む額に改めるものでございます。なお、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものとし、別表第 2 の使用料は平成 26 年 7 月 1 日以降に発する納入通知書にかかる料金から適用するものでございます。以上で議案第 69 号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 69 号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第 69 号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は 10 時 40 分の予定です。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

~~~~~

日程第 17 議案第 70 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 18 議案第 71 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 19 議案第 72 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 20 議案第 73 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 21 議案第 74 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 3 号)

○議長(山口元之) 再開します。日程第 17 議案第 70 号から日程第 21 議案第 74 号までの平成 25 年度補正予算 5 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第 71 号から 73 号までの補正予算につきまして、私の方からご説明させていただきます。まず全体的なところでございますが、お手元の方の補正予算の概要の 1 ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、一般会計で 1 億 6,013 万 8 千円。特別会計の方で合計 1 億 1,350 万 9 千円。企業会計で 215 万 3 千円。総合計が 2 億 7,580 万の補正予算をお願いしております。累計額が 139 億 5,105 万 5 千円となり、前年同期で見ますと、6.7%ほどの増の状態となっております。内容につきましては、その概要の方に入れておりますので、簡単なお説明とさせていただきます。まず一般会計補正予算の 1 ページをお開きください。予算書の方でございませう。議案第 70 号平成 25 年度砥部町の一般会計補正予算第 4 号は次に定めるところによる。第 1 条としまして、歳入歳出それぞれ 1 億 6,013 万 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 73 億 9,387 万 9 千円とするものでございます。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお開きください。歳出につきまして、共通の項目としましては、人件費の補正を行っておりますが、人件費につきましては、全体で 1,149 万 7 千円の減額となっております。なお、これと 7 月からの電気料金の値上げによります光熱費の増加、この分がトータル一般会計で 504 万 7 千円ほどございます。それらを含んだ内容となっております。大きなものとしましては、3 款民生費で社会福祉の関係、障害者の地域生活支援事業でありますとか、介護給付費等支援事業費に 1,984 万円の増額などが含まれております。また、児童福祉費につきましては、広域保育の利用者増に伴いまして、1,577 万 9 千円ほど増額するものが含まれております。それから、大きなものとしましては、13 款諸支出金に 5,600 万円の積立をしておりますが、基金を入れておりますが、先ほどもご提案いたしました地域の元気臨時交付金基金の積み上げでございませう。この財源でございませうが、2 ページの方に示しておりますように、地方交付税を 5,287 万 1 千円。あと分担金等を入れております。なお、この中には県道大平砥部線の拡張に伴います町有地の売却、これが財産売却収入の方に入っております。一般会計につきましては以上でございませう。

次に、国民健康保険事業の補正予算をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 71 号平成 25 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号は次に定めるところによる。第 1 条としまして、事業勘定でございませうが、事業勘定は歳入歳出それぞれ 3,761 万 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 26 億 6,922 万 5 千円といたします。

また直営診療施設勘定でございますが、歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 8,579 万 2 千円とするものでございます。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをご覧ください。事業勘定の方の歳出でございますけれども、保険給付費、それから前期高齢者納付金、介護給付金等を増額いたします。10 款の諸支出金につきましては、24 年度国の療養給付費負担金、退職者医療費の療養給付費交付金等の確定に伴いまして、超過でいただいた分を返還するものでございます。1,974 万 8 千円でございます。この財源につきましては、2 ページの方で説明しておりますが、国庫補助金と予定しております。あと 9 款繰入金として、国保の運営基金 2,657 万 8 千円を繰り入れることとしております。続きまして 5 ページをお願いいたします。診療所の方の予算でございますが、医業費として 300 万円を入れます。これは、当初見込みよりも利用者の方、増えておるといことで、医薬品の購入品として 300 万円を追加いたします。この財源につきましては、外来収入、診療所の収入の方で 200 万円。それから一般会計の方から 100 万円を繰り出すことといたしております。国保の補正予算については以上でございます。

次に、介護保険事業の補正予算書をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 72 号平成 25 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は次に定めるところによる。第 1 条として、保険事業勘定でございますが、歳入歳出それぞれ 7,235 万 3 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 20 億 3,841 万 7 千円とするものでございます。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。保険給付費の方で特別養護老人ホームなどの施設利用者の増加に伴いまして、1 項の介護サービス等諸費を 7,150 万円増額いたします。あと地域支援事業費につきましては、人件費の補正でございます。合計 7,235 万 3 千円でございます。この財源につきましては、2 ページの方でございますが、それぞれ国庫支出金、支払基金の方から、それと、県の支出金。繰入金について、一般会計からの繰入金繰出として 9 千、失礼しました、910 万 5 千円がでございます。あと基金を 1,519 万 7 千円用意するようにしております。介護保険の補正予算につきましては以上でございます。

次に、浄化槽特別会計の補正予算書の方をご用意ください。1 ページをお願いいたします。議案第 73 号平成 25 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところによる。第 1 条としまして、歳入歳出それぞれ 53 万 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 8,935 万 7 千円とするものでございます。平成 25 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。内容につきましては、人件費の補正でございますが、財源につきましては前年度繰越金を充てることとしております。私の方からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山口元之） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第 74 号平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。第 1 条平成 25 年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次

に定めるところによる。第1款上水道事業費用の第1項営業費用で、207万円を増額し、支出合計を3億810万7千円とするものでございます。この内訳ですが、上水道の動力について四国電力の値上げにより、3月までの不足分として207万円をお願いするものです。第2条、予算第4条本文括弧中不足する額1億7,455万6千円を、不足する額1億7,463万9千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億6,882万9千円を、過年度分損益勘定留保資金1億6,891万2千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。第1款第1項建設改良費で、8万3千円をお願いし、支出合計を3億2,389万1千円とするものでございます。この8万3千円は職員の子供の扶養区分が特定扶養になったものでございます。平成25年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第74号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 一般会計補正予算の、ページが22ページ、23にあります、清掃費の塵芥処理費の中に、委託料の中に、単価契約24万3千円。剪定枝の処理委託料とございますが、これは特定の、例えば、町有地にかかってくる特定の委託なのか、枝の処理したんか、あるいは各家庭で出てきてます枝の、家庭で剪定した、庭木の剪定したものの委託料の処理費が上がって、増額したのか、あるいはもう1つは、これ一般会計当初、今日は持ち合わせておりませんのでわかりましたら当初はいくらぐらい予算を持っておりましてというふうにお答えを頂けると助かります。以上。

○議長（山口元之） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えします。今回4款の24万3千円の補正につきましてでございますが、平成22年6月までは各家庭の庭木の剪定枝等は縛ってゴミステーションに出していたわけですが、当然RDFに負荷がかかりまして、電気代、灯油代を低減を図るため、22年7月から佐々木産業の専属工場に粉砕機により、粉砕して堆肥のもとを作っております。そのゴミステーションに出された各家庭の剪定枝の量が見込みより多くなったために、その部分についてのみ、増額をさせていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。お諮りします。議案第70号から議案第74号までの平成25年度補正予算5件については、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって議案第70号から議案第74号までの平成25年度補正予算5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。本日常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月13日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前 10 時 56 分 散会

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

招集年月日	平成 25 年 12 月 13 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 25 年 12 月 13 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 2 番 古川孝之 3 番 菊池伸二 4 番 松崎浩司 5 番 佐々木隆雄 6 番 森永茂男 7 番 西岡利昌 8 番 大平弘子 9 番 政岡洋三郎 10 番 山口元之 11 番 西村良彰 12 番 井上洋一 13 番 土居英昭 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条第 1 項 の規定により 説明のため会議 に出席した者の 職氏名	町 長 佐川 秀紀 副町長 上田 文雄 教育長 武智 省三 総務課長 原田 公夫 広田支所長 佐伯 修二 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 門田 伸介 会計管理者 日浦 昭二 介護福祉課長 重松 邦和 保険健康課長 大野 哲郎 生活環境課長 柿本 正 産業振興課長 萬代 喜正 建設課長 白形 敏明 学校教育課長 坪内 孝志 社会教育課長 西松 伸一		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 善家 孝介		
傍聴者	10 人		

平成 25 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 5 8 号 砥部町道路線の認定について
- 日程第 2 議案第 5 9 号 砥部町道路線の変更について
- 日程第 3 議案第 6 0 号 砥部町水道事業会計資本金の額の減少について
- 日程第 4 議案第 6 1 号 砥部町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 2 号 砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の
一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 3 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する
条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6 4 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 5 号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例
の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 6 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 6 7 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 6 8 号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 6 9 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 0 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 1 4 議案第 7 1 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 2 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 請願第 1 号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」
採択についての請願について
- 日程第 1 9 請願第 2 号 TPP 交渉からの撤退を求める請願について
- 日程第 2 0 請願第 3 号 「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める
請願について
- 日程第 2 1 陳情第 7 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する
地方の財源確保のための意見書採択」に関する
陳情について
- 日程第 2 2 同意第 6 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 同意第 7 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 4 同意第 8 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 5 同意第 9 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 6 特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第 1 発議第 4 号 「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を
求める意見書提出について

追加日程第2 発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の
財源確保のための意見書提出について

・閉 会

されました議案第 59 号砥部町道路線の変更について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 59 号については、町道認定されている既存の 2 路線について路線の延長変更を行うものであります。まず、ガロ坂加治分線については、終点を八倉 145 番 1 地先から八倉 18 番 11 地先に変更し、総延長が 180.5m となるものであります。次に、重光赤坂 1 号支線については、終点を重光 107 番 19 地先から重光 107 番 24 地先に変更し、総延長が 111.1m となるものです。なお、委員の質疑によりまして、変更後の町道の総延長は、25 万 2,400m となる旨の説明がありました。変更は適正と認められ、よって議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
これから議案第 59 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 3 議案第 60 号 砥部町水道事業会計資本金の額の減少について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 3 議案第 60 号砥部町水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました議案第 60 号砥部町水道事業会計資本金の額の減少について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 60 号については、地方公営企業法等の改正により、平成 26 年度から資産のみなし償却制度が廃止され、全償却制度に改正されることに対応するため、水道事業会計資本金 34 億 7,513 万 7,748 円のうち、合併時に自己資本金へ振り替えてみなし償却といたしました補助金等の 9 億 6,934 万 7,118 円を減少し、資本剰余金に振り替えるため、減額後の資本金の額は、25 億 579 万 630 円となります。その内容は適正と認められ、よって、議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

12 番井上洋一君。

○12 番（井上洋一） ただいまの委員長の報告ですが、この資本剰余金振り替えしない場合にはどのような扱いになるのでしょうか。

○議長（山口元之） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 適切な質疑をいただきました。しない場合は、これは国の指導によってこられるもので、やっぱり改正せなければならぬということになっております。以上。よろしゅうございましょうか。

○議長（山口元之） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 60 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 4 議案第 61 号 砥部町地域の元氣臨時交付金基金条例の制定について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第 4 議案第 61 号砥部町地域の元氣臨時交付金基金条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務常任委員長。

○総務常任委員長（中島博志） 総務常任委員会に付託されました議案第 61 号砥部町地域の元氣臨時交付金基金条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 61 号については、今年度、国から交付される地域の元氣臨時交付金を効果的に活用し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とした砥部町地域の元氣臨時交付金基金を設置するために制定するものであります。まず第 1 条では基金の設置を、第 2 条で積み立てる額は一般会計予算で定める額と定め、第 3 条から第 7 条まで、それぞれ、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分、委任についてを規定をしています。また、この条例は公布の日から施行し、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失うこととしております。なお、積立金の額については、5,600 万円を一般会計補正予算に計上しており、町単独の普通建設事業の財源とし、平成 26 年度中に使い切る旨の説明がありました。その内容は適正と認められ、よって議案第 61 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 61 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 62 号 砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 5 議案第 62 号砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 議案第 62 号条例改正でございます。厚生文教常任委員会審査報告書。厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 62 号砥部町社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 62 号については、地方分権改革第 3 次一括法の施行により、社会教育法が改正され、これまで社会教育法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、条例で定めることとされたことに伴い改正するものでございます。社会教育委員の設置について規定する第 2 条に、第 2 項として、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する、という規定を加えるものです。この基準は、文部科学省で定める基準を参酌したものであり、なお、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしております。その内容は適正と認められ、よって議案第 62 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 62 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報

告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 63 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の
一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 6 議案第 63 号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました、議案第 63 号砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 63 号については、改正の内容は、まず、町が管理する地域集中合併槽への接続に関する施工基準を明確にするため、排水設備計画の確認について規定している第 8 条に、第 3 項として、新設等の手続き及び工事については、公共下水道条例第 6 条から 19 条までの規定を準用する旨の規定を加え、公共下水道と同様の排水設備基準とするものであります。次に、17 条及び 18 条第 1 項中の料金を施設使用料に改めるなど字句の改正とともに、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例措置を規定する第 18 条第 2 項を改め、これまで納期限後 1 か月以内に施設使用料を納付した場合の延滞金の割合は、第 1 項の 7.3%の特例として、平成 25 年 12 月 31 日までは、4.3%であったものが、平成 26 年 1 月 1 日以降は 3%に引き下げられます。納期限後 1 か月以降に納付した場合は、現行では特例はなく、第 1 項の 14.5%が適用されていたものが、平成 26 年 1 月 1 日以降は 9.3%に引き下げられます。また平成 26 年 4 月 1 日からの消費税引き上げに伴い、保守点検料と施設使用料を定めた別表第 2 を改めております。なお、この条例は、公布の日から施行し、18 条第 2 項の延滞金の割合の特例措置の改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から、別表第 2 の保守点検料及び施設使用料の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとし、改正附則第 2 項及び第 3 項で経過措置を規定しています。その内容は適正と認められ、よって議案第 63 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
5 番佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） お尋ねいたします。消費税率が変動する度に、この使用料及び保守点検料というのは、変わっていくもんなんでしょうか。それから、例えば、公共下

水道でしたら、10年間はすべて内税にして吸収するというふうなことが取られておりますが、この保守点検や使用料についてそのような考えについては、検討はされていないのでしょうか。以上です。

○議長（山口元之） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ただいまの佐々木議員の質問にお答えいたします。消費税等は国が決めたことですので、これは免除することはできませんので、消費税改正のたびに改正されるものと思います。ご案内のように、公共下水道は10年間、いわゆる価格変動しないという、こういう規定でございますが、これとは若干性質が違うんじゃないかと思っておりますので、ご理解賜ったらと思っております。ありがとうございました。

○議長（山口元之） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第64号 砥部町公共下水道条例の一部改正について (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第7議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました議案第64号砥部町公共下水道条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第64号については、公共下水道使用料等の延滞金の割合について、地方税法に準じた延滞金の割合の特例措置を講じるため、改正するものです。改正の内容は、第35条第1項中の暗渠に係る字句の改正を行うとともに、使用料等の督促について規定している第44条第5項として延滞金の特例措置に関する規定を加えています。この改正により、平成26年1月1日以降の使用料等の延滞金の割合は、納期限後1か月以内に納付した場合は年3%に、納期限後1か月以降に納付した場合は年9.3%に引き下げられます。なお、この条例は平成26年1月1日から施行することとし、これに伴う経過措置も規定されております。その内容は適正と認め、よって議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。  
これから議案第 64 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第 8 議案第 65 号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 8 議案第 65 号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました議案第 65 号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 65 号については、公共下水道受益者負担の延滞金について規定している第 11 条第 2 項として、地方税法に準じた延滞金の割合の特例措置に関する規定を加えるものです。この改正により、平成 26 年 1 月 1 日以降の使用料等の延滞金の割合は、納期限後 1 か月以内に納付した場合は年 3 %、納期限後 1 か月以降に納付した場合は 9.25%に引き下げられます。この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行することとし、これに伴う経過措置も規定されております。なお、公共下水道受益者負担金の延滞金の率は、都市計画法の規定により年 14.5%を超えない範囲内と定められている旨の説明がございました。その内容は適正と認められ、よって議案第 65 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 65 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 66 号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 9 議案第 66 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業常任委員会に付託されました、議案第 66 号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 66 号については、地方税法の改正に伴い、使用料の延滞金の割合の特例措置を規定する 10 条第 2 項を改め、平成 26 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合は、納期限後 1 か月以内に納付した場合は 3%に、納期限後 1 か月以降に納付した場合は 9.3%に引き下げられます。また、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税引き上げに伴い、使用料を定めた別表第 2 を、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額に改めるとともに、第 6 条において別表第 2 を総額表示とするための所要の改正を行っております。なお、改正附則において、使用料の延滞金の割合の特例措置の規定は平成 26 年 1 月 1 日から施行し、使用料に係る改正規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行することとし、これに伴う経過措置も規定されております。この内容は適正と認められ、よって議案第 66 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 66 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 66 号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 10 議案第 67 号 砥部町営住宅管理条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(山口元之) 日程第 10 議案第 67 号砥部町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。産業建設委員会に付託されました議案第 67 号砥部町営住宅管理条例の一部について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 67 号については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、法律の題名が改正されるとともに、町営住宅の入居の際に同居親族要件が課せられない者に、交際相手からの暴力の被害者を追加するために改正するものであり、当該法律名を引用し、また当該要件を定める第 6 条第 2 項第 8 号について所要の改正がされています。なお、この条例は平成 26 年 1 月 3 日から施行することとし、この改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても、配偶者からの暴力の被害者と同様に、単身でも入居することができる特例の対象とされることとなります。その内容は適正と認められ、議案第 67 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに委員長報告を申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長(山口元之) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(山口元之) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(山口元之) 討論なしと認めます。  
これから議案第 67 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長(山口元之) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 68 号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(山口元之) 日程第 11 議案第 68 号砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました議案第 68 号砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 68 号については、水道事業の健全な運営を図るため、万年、総津、大内野の 3 簡易水道施設を上水道に経営統合するため改正するもので、第 2 条第 2 項において水道事業と簡易水道事業とに区分していた規定を、上水道に一体化した規定に改めるとともに、特別会計について規定する第 8 条において所要の改正がなされ、また将来人口や水道使用量の減少の見込みを考慮し、給水人口を 2 万人、1 日最大給水量を 9,600 m³に改め、なお、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしております。その内容は適正と認められ、よって議案第 68 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに委員長報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 68 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 12 議案第 69 号 砥部町水道事業給水条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第 12 議案第 69 号砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました議案第 69 号砥部町水道事業給水条例の一部改正について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 69 号については、水道事業の健全な運営を図るため、給水区域を定めた別表第 1 を改め、万年、総津、大内野の 3 簡易水道施設を上水道に経営統合するとともに、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税引き上げに伴い、水道料金を定める別表第 2 及び加入金の額を定める別表第 3 を改めるものです。なお、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、別表第 2 の水道料金の改正規定は平成 26 年 7 月 1 日から施行することとしております。また、改正附則第 2 項で経過措置を規定しております。その内容は適

正と認められ、議案第 69 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここに  
ご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。  
これから議案第 69 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報  
告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 69 号は、委員  
長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 70 号 平成 25 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 14 議案第 71 号 平成 25 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 15 議案第 72 号 平成 25 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 73 号 平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 74 号 平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第 13 議案第 70 号から日程第 17 議案第 74 号までの平成 25
年度補正予算 5 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産
業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業常任委員会に付託され
ました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 70
号平成 25 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会に所管する項目の主なもの
は、衛生清掃費関係で、原油高騰と電気料金の値上がりに伴い、美化センターの灯油
代を 508 万 6 千円、電気代を 222 万 9 千円、剪定枝の収集増加に伴い、処理委託料を 24
万 3 千円増額しております。農業では、イノシシ等の有害鳥獣捕獲頭数の増加を見込み、
猟友会への交付金 182 万 2 千円増額し、台風 17 号と 27 号により被災した、川井地区の
農道柳ヶ谷線と北川毛の角谷水路を復旧するための補助金 137 万 7 千円を追加していま
す。商工費では、県道大平砥部線改良整備事業に伴い、県の工作物移転補償金を財源と
して、観光看板の移設工事費 21 万円を追加、県のふるさとづくり総合支援事業補助金を
財源として、町観光協会のウェブサイトをリニューアルするための補助金 64 万 5 千円を
増額しています。次に陶芸創作館の屋根、外壁等補修工事による財源組替を行い、国の

地域の元気臨時交付金 2,016 万 8 千円を充当することとしています。なお砥部町出身で、フィンランドのマリメッコ社のデザイナーとして活躍した、石本藤雄氏から寄贈された作品 2 点を、砥部町伝統産業会館で展示するための展示棚購入費用 16 万 6 千円を増額しております。土木費では、町道久保田深田線道路改良工事に伴う土地鑑定委託料 70 万円、砥石山公園の水道ポンプ取替工事費 34 万 8 千円、町営住宅の修繕料 39 万円を増額しております。災害復旧費では、台風 17 号により被災した大角蔵地区の農道オオヅエ線の復旧工事に要する経費 230 万円を追加しております。以上のほか、人件費の補正がなされております。次に、議案第 73 号平成 25 年度砥部町浄化槽特別会計補正第 1 号は、職員の人件費を 53 万 8 千円増額しております。この財源は、保守点検事業繰越金で賄うこととしています。次に、議案第 74 号平成 25 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号は、収益的支出で、電気料金の値上がりに伴い、水源動力費を 137 万円、配水施設動力費を 70 万円増額しております。この財源は、水道料金で賄うこととしています。資本的支出では、人件費を 8 万 3 千円増額し、財源は過年度分損益勘定留保資金で賄っております。いずれも適正な補正と認められ、よって議案第 70 号、第 73 号、第 74 号の 3 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（山口元之） 平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 議案第 70 号、71 号、72 号、補正予算でございますが、審査報告を申し上げます。厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 70 号平成 25 年度一般会計補正予算第 4 号のうち当委員会に所管する主な項目は、民生費、障害者福祉費関係で、障害者総合支援法改正に対応するため、障害者自立支援システム改修委託料 33 万 6 千円、24 年度障害者自立支援給付費等国庫負担金と障害者医療費国庫負担金の精算に伴う返還金 201 万 1 千円を追加し、障害者福祉サービスの利用者の増加に伴い、地域生活支援事業費 358 万 2 千円、介護給付費等支給事業費 1,625 万 8 千円を増額しております。老人福祉費関係で、電気料金の値上がりに伴い、高齢者生活福祉センターなど 3 施設の電気代 34 万円を増額しております。また、県道大平砥部線改良整備事業に伴い、工作物移転補償金を財源として、老人福祉センターの門扉、フェンスの撤去等の工事費 37 万 7 千円を追加しております。医療費関係で、国保運営協議会の開催回数の増加に伴う委員報酬 18 万 9 千円、国保診療所の医薬品購入費の増額に伴い、国保特別会計施設勘定への繰出金を 100 万円、重度心身障害者医療費の増加に伴い、当該助成事業費を 420 万円増額しております。介護保険関係で、介護保険事業の施設介護給付費の不足見込額の町負担と地域支援事業に従事する保健師給与増額分として、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金 910 万 5 千円を増額しております。児童福祉費関係で、ファミリーサポート事業の利用件数の増加により、サポートセンターの電話代 2 万円、利用料補助金 10 万円を増額、病児・病後児童保育事業の利用者増に伴う委託料を 12 万 9 千円、保育所の電気代を

58万8千円、広域保育の増加による委託料を1,577万9千円、乳幼児医療費の増加による扶助費を630万円増額しております。衛生費、保健衛生費関係で、保健センター臨時保健師の通勤手当不足分として、賃金を4万8千円増額しております。教育費では、麻生小学校南校舎のバルコニー手摺補修工事費497万7千円、幼稚園の電気代を56万5千円、宮内幼稚園の臨時職員1名増に伴う賃金216万7千円、中央公民館の電気代を30万円、文化会館・図書館の指定管理者の電気料金改定負担金57万8千円を増額しております。坂村真民記念館関係では、臨時職員2名の人件費を28万円、相田みつを美術館で来年3月開催予定の坂村真民展を関東県人会にPRするための経費16万4千円、開館2周年を記念して、小池邦夫氏の作品を展示する特別企画展の経費を48万円、県道大平砥部線改良整備事業に伴い、道路用地に入る看板や記念碑などの移転工事費75万6千円、現在借地している駐車場用地のうち道路拡張に入らなかった土地約195㎡の購入費1,108万円を増額しております。また、国体準備の参考とするため県外旅費6万4千円、砥部学校給食センターの電気代44万7千円を増額しております。以上のほか、人件費の補正がなされております。次に議案第71号平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、事業勘定で、一般被保険者療養費200万円、一般被保険者高額療養費900万円、前期高齢者関係事務費拠出金3千円、介護給付費納付金686万7千円、療養給付費等返還金1,974万8千円を増額しております。この財源は、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、療養給付費等交付金、財政調整基金繰入金などで補っております。直営診療施設勘定では、一般会計から繰入金100万円と診療収入200万円を財源として、国保診療所の医薬品購入費用を300万円増額しております。次に議案第72号平成25年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、保険事業勘定で、特別養護老人ホーム等の施設利用者の増加に伴い、施設介護サービス給付費を7,150万円、包括継続的ケアマネジメント支援事業に係る人件費を85万3千円増額しております。この財源は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金で賄っております。いずれも適正な補正と認められ、議案第70号、第71号、第72号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 中島総務常任委員長。

○総務常任委員長（中島博志） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第70号平成25年度砥部町一般会計補正予算第4号のうち当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で、広田地区において休止しています衛星インターネットの接続機器1台を大平地区へ移設する費用18万7千円を増額し、南海トラフ地震の被害想定が遅れなどにより、町地域防災計画の年度内策定が困難となったため、印刷製本費124万5千円を減額しています。また、町税の修正申告に伴う過誤納還付金を100万円増額しています。公債費では、過疎対策事業債の農業集落排水事業分の償還金の算入漏れ等のため、元金償還金を1,584万円増額しています。

諸支出金では、国の地域の元気臨時交付金を財源として、新たに設置する砥部町地域の元気臨時交付金基金の積立金 5,600 万円を計上しています。以上のほか、人件費の補正がなされています。歳入については 1 億 6,013 万 8 千円の増額で、地方交付税は普通交付税 5,287 万 1 千円、分担金及び負担金は広域保育に係る保護者負担金など 294 万 5 千円、使用料手数料は 39 万円、国庫支出金は地域の元気臨時交付金 7,616 万 8 千円など 9,196 万 5 千円、県支出金は 1,185 万 7 千円、財産収入は県道大平砥部線改良整備事業に伴う土地売払代金 786 万 8 千円を増額しています。繰入金は、陶芸創作館の屋根、外壁等補修工事の財源組替により、公共施設更新準備基金繰入金を 1,500 万円減額しています。諸収入は県道拡幅に伴う物件移設補償金など 724 万 2 千円を増額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって議案第 70 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりました。ここでしばらく休憩します。再開は 10 時 40 分の予定です。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（山口元之） 再開します。質疑を行います。質疑はありますか。5 番佐々木隆雄君。

○5 番（佐々木隆雄） 平岡厚生文教常任委員長にお尋ねいたします。坂村真民記念館のところですね、県道大平砥部線改良整備事業に伴い、占用道路に、道路占用地に入る看板や記念碑などを移設するというので、工事請負費を 75 万 6 千円追加ということで、委員会では可決されたというふうに報告がありましたが、これあの、道路ができるということがあらかじめ、例えば分かってて、この看板や記念碑をまた移動しないといけないというふうなことであったのかどうか。1 つまずお尋ねいたします。

○議長（山口元之） 平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 佐々木議員さんの質問に、全て答えられるかどうか分かりませんが、この県道大平砥部線、これは県の工事で、これから設計買収に入ると思いますが、この坂村真民、それと老人センターですか、先ほど私も答弁しましたが、この町の土地に、施設につきましては、県の方が昨年度の予算ありますので、とりあえず先に看板、それに福祉センターの門柱、フェンスを除けてくださいということでございます。ただこの費用につきましては、撤去費用、買収費用等で賄う予定でございます。なお、まだこの、先ほど私も言いましたけれども、購入費用でございますが、1,108 万円を追加しておりますが、この坪単価は 18 万 7,768 円でございます。県の方からの交渉でございますので、その旨お伝えしたいと思います。

○議長（山口元之） 5 番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） この概要の資料にもありますが、これから県の方でどういうふうに進めてこられるのか、十分に分かりませんが、1つは、私は総務の常任委員会に属しております、総務委員会でも少し町長にもお尋ねもしたんですけども、ずっとこれが開通すると、29年度には、というふうな、見通しの話もいただいたんですけども、ある程度計画が、そういうのがあったということのようですし、あらかじめここが記念館の前の、現在の駐車場がですね、広がるというふうなことであれば、この石碑や案内板なんかをあらかじめ、引っかからないようにしておくべきではなかったのかなと、78万くらいかの、これは結局は、県の方から入ってくると言いますが、やはり我々の税金の一部ですから、作ってまたそれを移動する、またお金がかかる。そういうふうな、非常に税金の無駄遣いだなというふうに感じております。それと合わせまして、購入部分の1,100万のところなんですけど、これも駐車台数がせいぜい3台のようなお話も聞きましたが、実際にはもうこれ駐車場としての機能はほとんどないだろうというふうに思います。そういう意味では、一体この土地はどういう使い方をするんであろうと。これもそういう意味では無駄ではないかなというふうに思います。そういう意味では、この計画がですね、ここの部分だけでというふうなことではなくって、やはり、真民記念館ができるときの全体の整備計画なんかと合わせて、もうちょっと慎重にやるべきではなかったか、というふうにも思います。もう一度、委員長、お尋ねしますが、坂村真民記念館の建設関係の進める中でですね、あらかじめこの道路が開通するというふうなことが、町として把握してたのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（山口元之） 平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 佐々木議員さんの質問に私の知っておる範囲でお答えさせていただきます。この坂村真民の計画ができた時には、中村前町長の時でございますけれども、この当時は県道の話は全くございませんでした。五本松の方からやるべきで、我々も思っておったんですけども、今回入口の方からという計画を県が昨年出してきました、なお、この駐車場につきましてはですね、私の同級生の方が持っておられます。これは坂村真民記念館の時に、砥部町が買いたいということで、地主も納得をしておりました。ところが坂村真民記念館反対という運動もございまして、県の方が土地譲渡に対する免除ですかね、税金の、それはできないということで、現在実際は買ったんですけども、借地で現在きております。その県道の設計はもう砥部町には県の方から発表しております。これからすべての皆さん方の用地交渉等でございますが、駐車場につきましては、佐々木さんが言うたように、半分近く無くなります。これは今後砥部町が新たに立ち退く人色々出てきますので、そこらはまた皆さんと共に駐車場につきましては検討したらと、そう思っておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第70号平成25年度砥部町一般会計補

正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号平成25年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第71号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第72号平成25年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第73号平成25年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第73号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第74号平成25年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について、討論を行います。

す。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから議案第 74 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 18 請願第 1 号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」

採択についての請願について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（山口元之） 日程第 18 請願第 1 号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務常任委員長。

○総務常任委員長（中島博志） 総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第 1 号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書」採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、政府は全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるように努めることを求める意見書を、政府並びに関係機関へ提出することですが、協議において、日本は、国連の核不使用共同声明に賛同しており、採択すべきとの意見や、継続審査とすべきとの意見があり、採決の結果、請願第 1 号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから請願第 1 号の採決を行います。請願第 1 号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第 1 号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。



日程第 19 請願第 2 号 TPP 交渉からの撤退を求める請願について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(山口元之) 日程第 19 請願第 2 号 TPP 交渉からの撤退を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。産業常任委員会に付託されました請願第 2 号 TPP 交渉からの撤退を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、TPP 交渉の内容を公表すること及び政府は TPP 交渉から撤退することを求める意見書を政府へ提出することですが、協議において、もう少し動向を見守るため及び調査研究を要するため、継続審査とすべきとの意見があり、将来の農業発展のため不採択とすべきとの意見もありましたが、採決の結果、請願第 2 号は継続審査とすることに決定いたしました。ここに委員長報告を申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長(山口元之) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(山口元之) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(山口元之) 討論なしと認めます。  
これから請願第 2 号の採決を行います。請願第 2 号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[起立多数]

○議長(山口元之) 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第 2 号は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第 20 請願第 3 号 「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める  
請願について

(厚生文教建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(山口元之) 日程第 20 請願第 3 号「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(平岡文男) 請願第 3 号の審査報告を申し上げます。厚生文教常任委員会に付託されました請願第 3 号「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、特例水準の解消の名による年金削減を中止することを求める意見書を国へ提出することです。

が、協議において、消費税が上がり、年金額を引き下げることには、矛盾を感じるとの意見や、当時、3年前になぜ下げなかった、今になって下げるのはおかしいとの意見などがあり、採決の結果、請願第3号は採択すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
12 番井上洋一君。

○12 番（井上洋一） この年金の関係ですが、これは政府の方も、過去の流れの中にあつて、これは私は今採択言われたんですね、採択にはちょっと反対ということで、申し上げておきます。

○議長（山口元之） 他に質疑はございませんか。質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は採決です。報告のとおり決定することに、失礼しました。委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第21 陳情第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 日程第21 陳情第7号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務常任委員長。

○総務常任委員長（中島博志） 総務常任委員会に付託され、継続審査となっております陳情第7号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情事項は、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求める意見書を政府並びに関係機関へ提出することですが、採決の結果、陳情第7号は採択すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（山口元之） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。
これから陳情第7号の採決を行います。陳情第7号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立少数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思えます。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

~~~~~

日程第 22 号 同意第 6 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 23 号 同意第 7 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 24 号 同意第 8 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 25 号 同意第 9 号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(説明、採決)

○議長（山口元之） 再開します。日程第 22 号同意第 6 号から日程第 25 号同意第 9 号までの砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長

○町長（佐川秀紀） 同意第 6 号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。平成 25 年 12 月 13 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、愛媛県伊予郡砥部町原町 148 番地。氏名、徳野重友。生年月日、昭和 25 年 7 月 31 日。提案理由、徳野重友委員の任期が平成 26 年 2 月 15 日に満了するので、その後任を選任するため、提案するものである。

同意第 7 号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所でございますけれども、砥部町宮内 784 番地。氏名中村成士。生年月日、昭和 28 年 10 月 7 日。提案理由、中村成士委員の任期が平成 26 年 2 月 15 日に満了するので、その後任を選任するため、提案するものでございます。

同意第 8 号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所でございますが、愛媛県伊予郡砥部町大南 131 番地の 2。氏名、沼田泰博。生年月日、昭和 25 年 3 月 19

日。提案理由、平岡篤委員の任期が平成 26 年 2 月 15 日に満了するので、その後任を選任するため、提案するものである。

同意第 9 号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所、愛媛県伊予郡砥部町玉谷 70 番地。氏名、橋本敏彦。生年月日、昭和 28 年 2 月 2 日。提案理由、橋本敏彦委員の任期が平成 26 年 2 月 15 日に満了するので、その後任を選任するため、提案するものでございます。以上でございます。ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（山口元之） お諮りします。本件については、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、本件は、質疑及び討論は省略して採決することに決定しました。

これから同意第 6 号の採決を行います。本件を同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、同意第 6 号は同意することに決定しました。

これから同意第 7 号の採決を行います。本件を同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、同意第 7 号は同意することに決定しました。

これから同意第 8 号の採決を行います。本件を同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、同意第 8 号は同意することに決定しました。

これから同意第 9 号の採決を行います。本件を同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

~~~~~

日程第 26 特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山口元之） 日程第 26 特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。お諮りします。砥部町議会議員政治倫理条例並びに同条例施行規則の見直し検討

を行うため、5人の委員で構成する砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員会を設置し、これに付託して調査検討することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、砥部町議会議員政治倫理条例並びに同条例施行規則の見直し検討を行うため、5人の委員で構成する砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員会を設置し、これに付託して調査検討することに決定しました。

ただいま設置されました砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、中島博志君、井上洋一君、政岡洋三郎君、佐々木隆雄君、菊池伸二君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員会の委員は、ただいま指名しました5名の委員を選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 41 分 休憩

午前 11 時 42 分 再開

○議長（山口元之） 再開します。砥部町議会議員政治倫理条例等見直し検討特別委員会の正副委員長の互選の結果についてを報告します。委員長に政岡洋三郎君、副委員長に佐々木隆雄君が互選された旨の報告がありました。今後ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お諮りします。ただいま平岡厚生文教常任委員長から発議第4号が、中島総務常任委員長から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、発議第4号を追加日程第1とし、発議第5号を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第4号 「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める

## 意見書提出について

### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 追加日程第1発議第4号「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める意見書提出についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。平岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平岡文男） 発議第4号「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める意見書提出についてを申し上げます。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。平成25年12月13日提出、砥部町議会議長山口元之様。砥部町議会厚生文教常任委員長平岡文男。提案理由でございます。昨年11月に成立した国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、本年10月から3年間で段階的に2.5%の年金削減が始まりました。これは、平成11年から平成13年までの間において、物価が下落したにも関わらず、特例的に年金額を据え置いた影響ではあるが、当時と比較しても、高齢者の生活はまったく楽にはなっておらず、高齢者の生活実態に即した改定とはなっていない。そこで、高齢者の命綱である年金の削減中止を国に対して求める意見書を提出するものであります。裏をお願いします。「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める意見書。昨年11月16日、衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、本年10月から3年間で段階的に年金額を2.5%も削減する法律が成立しました。物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは平成11年から平成13年に消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済の悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。年金は、高齢者の命綱です。年金額の改定は、高齢者の生活実態に即して行われるのが大原則です。特例水準の発端となった平成11年から平成13年当時と比較して、高齢者の生活は厳しさを増しこそすえ、まったく楽にはなっていません。さらに、アベノミクスと言われる経済政策によって、電気ガス、ガソリン代や食料品の値上げが相次いでおります。来年4月には消費税も8%に増税されようとしています。日本の経済状態も多少の浮き沈みはあっても、内需は冷え込んだままです。このようなときに、高齢者の生存権を脅かす、内需をますます冷え込ませる年金の削減は、まったく理由がなく不当というほかありません。よって、下記の事項の実現を強く求めるものです。「特例水準の解消」の名による年金削減を中止すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月13日。愛媛県砥部町議会。提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。



追加日程第2 発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（山口元之） 追加日程第2発議第5号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中島総務常任委員長。

○総務常任委員長（中島博志） 発議第5号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書提出について。上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成25年12月13日提出、砥部町議会議長山口元之様。砥部町議会総務常任委員長中島博志。それでは提案理由です。全国森林環境税創設促進議員連盟加盟市町村として、森林の整備、保全等の財源確保とともに、自然災害等の脅威から住民の生命財産を守るための森林、林業、山村対策を早急に推進するため、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を国に対して求める意見書を提出するものであります。裏面をお願いします。森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっております。森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの、第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保と同等以上の取り組みを推進することとしている。このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針に止まっています。もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。しかしなが

ら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講じることが急務である。よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。記、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年12月13日、愛媛県砥部町議会。提出先であります。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。以上です。

○議長（山口元之） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（山口元之） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（山口元之） 討論なしと認めます。

これから発議第5号の採決を行います。発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（山口元之） 起立多数です。ご着席ください。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務及び継続審査となった請願の調査等については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山口元之） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長、あいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、12月5日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心かつ慎重なご審議を賜り、全議案をご議決、ご同意くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。



会期中に承りました様々なご提言、そしてご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営並びに行政事務遂行に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願いを申し上げます。今年の冬は例年になく寒い冬になりそうです。どうか健康に十分留意され、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口元之） 以上をもって、平成25年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時55分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資料

発議第 4 号

「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める意見書  
提出について

上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

平成 25 年 12 月 13 日提出

砥部町議会議長 山口 元之 様

砥部町議会

厚生文教常任委員長 平岡 文男

提案理由

昨年 11 月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」により、本年 10 月から 3 年間で段階的に 2.5% の年金削減が始まった。これは、平成 11 年から平成 13 年までの間において、物価が下落したにも関わらず、特例的に年金額を据え置いた影響ではあるが、当時と比較しても、高齢者の生活はまったく楽にはなっておらず、高齢者の生活実態に即した改定とはなっていない。そこで、高齢者の命綱である年金の削減中止を国に対して求める意見書を提出するものである。

## 「特例水準の解消」の名による年金削減の中止を求める意見書

昨年、11月16日、衆議院解散に先立ち、ほとんど審議されることのないまま、本年10月から3年間で段階的に年金額を2.5%も削減する法律が成立しました。

物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは平成11年から平成13年に消費者物価指数が下がったときに、高齢者の生活と経済の悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。

年金は、高齢者の命綱です。年金額の改定は、高齢者の生活実態に即して行われるのが大原則です。特例水準の発端となった平成11年から平成13年当時と比較して、高齢者の生活は厳しさを増しこそすえ、まったく楽にはなっていません。

さらに、「アベノミクス」と言われる経済政策によって、電気にガス料金、ガソリン代や食料品の値上げが相次いでいます。来年4月には消費税も8%に増税されようとしています。

日本の経済状態も多少の浮き沈みはあっても、内需は冷え込んだままです。このようなときに、高齢者の生存権を脅かし、内需をますます冷え込ませる年金の削減は、まったく理由がなく不当というほかありません。

よって、下記事項の実現を強く求めるものです。

### 記

「特例水準の解消」の名による年金削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

愛媛県砥部町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣  
総務大臣・厚生労働大臣

発議第 5 号

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための  
意見書提出について

上記の議案を、次のとおり砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定  
により提出します。

平成 25 年 12 月 13 日提出

砥部町議会議長 山口 元之 様

砥部町議会総務常任委員長 中島 博志

提案理由

全国森林環境税創設促進議員連盟加盟市町村として、森林の整備・保全等の財源確保とともに、自然災害等の脅威から住民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を国に対して求める意見書を提出するものである。

## 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保 のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 %のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、用途は、CO<sub>2</sub> 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講じることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

### 記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 13 日

愛媛県砥部町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣  
総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣